

個人情報保護条例の解釈及び運用基準

平成20年3月24日制定
平成21年11月4日一部改正
平成24年10月10日一部改正
平成25年4月1日一部改正
平成29年2月7日一部改正

目 次

第1章 総則		
第1条 目的	-----	4
第2条 定義	-----	5
第3条 実施機関の責務	-----	12
第2章 実施機関が保有する個人情報の保護		
第1節 適正な取扱いの確保		
第4条 個人情報取扱事務の登録	-----	13
第5条第1項 収集の制限	-----	16
第2項 本人からの直接収集の原則	-----	17
第3項 センシティブ情報の収集禁止の原則	-----	21
第6条第1項 目的外の利用又は提供の禁止の原則	-----	23
第6条第2項 提供先への措置要求	-----	27
第6条の2 特定個人情報の利用の制限	-----	28
第6条の3 特定個人情報の提供の制限	-----	30
第7条 オンライン結合による提供の制限	-----	31
第8条 適正管理	-----	32
第9条 職員等の義務	-----	34
第10条 委託等に伴う措置等	-----	35
第2節 開示		
第11条 開示請求権	-----	37
第12条 開示請求の手続	-----	40
第13条 個人情報の開示義務	-----	42
第1号 法令等の規定に係る情報	-----	43
第2号 開示請求者に関する情報	-----	44
第3号 請求者以外の個人に関する情報	-----	46
第4号 法人等に関する情報	-----	51
第5号 公共の安全等に関する情報	-----	53
第6号 審議、検討等に関する情報	-----	54
第7号 事務、事業に関する情報	-----	56
第14条 部分開示	-----	60
第15条 裁量的開示	-----	61
第16条 個人情報の存否に関する情報	-----	62
第17条 開示請求に対する措置	-----	63

第18条	開示決定等の期限	-----	65
第19条	開示決定等の期限の特例	-----	66
第20条	事案の移送	-----	67
第21条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	-----	68
第22条	開示の実施	-----	70
第23条	法令等による開示の実施との調整	-----	76
第24条	開示請求等の特例	-----	78
第25条	費用負担	-----	79
第3節 訂正			
第26条	訂正請求権	-----	81
第27条	訂正請求の手續	-----	83
第28条	個人情報の訂正義務	-----	85
第29条	訂正請求に対する措置	-----	86
第30条	訂正決定等の期限	-----	87
第31条	訂正決定等の期限の特例	-----	88
第32条	事案の移送	-----	89
第33条	個人情報の提供先への通知	-----	90
第33条の2	情報提供等記録の提供先への通知		91
第4節 利用停止			
第34条	利用停止請求権	-----	92
第34条の2	特定個人情報の利用停止請求権		94
第35条	利用停止請求の手續	-----	96
第36条	個人情報の利用停止義務	-----	97
第37条	利用停止請求に対する措置	-----	99
第38条	利用停止決定等の期限	-----	100
第39条	利用停止決定等の期限の特例	-----	101
第5節 不服申立て			
第40条	審査会への諮問等	-----	102
第41条	諮問した旨の通知	-----	104
第42条	第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手續	-----	105
第3章 花巻市個人情報保護審査会			
第43条	設置	～ 第46条 会議	----- 106
第47条	審査会の調査権限	～ 第52条 調査審議手續の非公開	----- 108
第53条	答申書の送付等	～ 第55条 会長への委任	----- 111
第4章 雑則			
第56条	適用除外	-----	112
第57条	苦情の申出の処理	-----	114
第58条	実施状況の公表	-----	115
第59条	出資法人	-----	116
第60条	委任	-----	117

第 5 章 罰則	
第 61 条	----- 118
第 62 条	----- 120
第 63 条	----- 121
第 64 条	----- 122
第 65 条	----- 123
附 則	----- 124

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市の実施機関における個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

【趣旨】

1 個人情報の保護は、個人の尊厳が重んじられるという人権の一部に由来しており、ネットワーク社会の中において、個人情報は人格に関わるものとして適切な保護が図られることが重要である。

個人情報保護条例（以下「条例」という。）は、プライバシーを代表とする個人の人格的な利益その他の権利利益を保護するため、個人情報の収集、利用及び提供、管理など個人情報の取扱い全般にわたって、自己に関する情報の流れをコントロールすることができるよう適切なルールを定めるものである。

2 本条は、条例の目的を明らかにしたものであり、条例全体の解釈の指針となるものである。

【解釈・運用】

1 「必要な事項」とは、市の実施機関が保有する個人情報については、収集の制限、利用及び提供の制限、適正管理、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権など個人情報保護の基本となる具体的な施策に係る事項をいう。また、民間部門が保有する個人情報については、その保護の重要性を踏まえた事業者の自主的な取組の促進に係る事項をいう。

2 「個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにする」とは、個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利は、この条例により創設された権利であり、これにより、何人にも、市の実施機関が保有する自己に関する情報に関する権利が保障されることから、その重要性にかんがみ、本条においてこれを明示したものである。

3 「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要がある個人の権利利益一般をいい、プライバシーに代表される個人の人格的な利益のほか、誤った情報により行政処分が行われ不利益を被る場合のように、社会生活上の利益や経済的な利益もこれに含まれる。

第2条第1号 [個人情報の定義]

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

【趣旨】

本号は、この条例により保護の対象となる「個人情報」の範囲を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 本制度により保護すべき個人の権利利益の中心的部分はプライバシーであると考えられるが、プライバシーの具体的内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確となっていない。また、個人の権利利益の侵害は、そうした情報の内容からだけでなく、取扱いの方法などからも発生しうるものである。したがって、本制度の対象とする個人情報の範囲は、プライバシーに該当するか否か、又は公表されているか否かなどは別にして、「特定の個人を識別することができるもの」と広く定めるものである。
- 2 「個人に関する情報」とは、次のような情報など個人に関する全ての情報をいう。
 - ア 思想、信条、信仰等個人の内心の秘密に関する情報
 - イ 職業、資格、犯罪歴、学歴、所属団体等個人の経歴、社会的活動に関する情報
 - ウ 所得、資産等個人の財産の状況に関する情報
 - エ 体力、健康状態、病歴等個人の心身の状況に関する情報
 - オ 家族関係、生活記録等個人の家族・生活状況に関する情報
 - カ その他特定の個人が識別され、又は識別され得る情報
- 3 「特定の個人を識別することができるもの」とは、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できる情報をいう。

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、例えば、当該情報のみでは本人を識別できないが、一定の条件で検索して番号を抽出し、その結果を他の番号別氏名ファイルと照合することで本人を識別できる場合などがこれに当たる。

また、氏名不詳の情報であっても、特定の関係者には誰のことであるかが識別できる場合には、これも特定の個人が「識別することができることとなる」情報として保護する必要がある。例えば、匿名の直筆投書等で、その内容等から特定の個人が識別され得る場合が考えられる。
- 4 「法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」については、法人等の役員は法人等それ自体に代わって行為を行う機関であ

り、法人等自体としての諸活動に関する情報に含まれる役員に関する情報は、当該法人等の情報の一部としてとらえるべきものであり、個人情報からは除外される。

具体的には、市に提出する許可、許可等の申請書、あるいは公金の支出に係る請求書などに法人等の機関として記録される役員の氏名や役職名、会議などでの法人等を代表して発言した内容、当該法人等の役員名簿などがこれに該当する。ただし、企業横断的な財界人名録のようなものは、「法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる」場合に当たらないことから本制度の対象となる。

「法人その他の団体」の「法人」とは、会社法上の会社、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律上の公益法人その他の法人格を有するものをいい、「団体」とは、団体としての規約を有し、かつ、代表者の定めのあるものをいう。

「役員」とは、法人等において業務の執行、監査等の職権を有する者をいい、公益法人における理事及び監事、株式会社における取締役及び監査役、特別法に基づく法人の総裁、副総裁、理事長、理事、社長及び監事のほか、団体における代表者、管理人などが該当する。

- 5 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、同様の考え方から当該事業の情報の一部としてとらえるべきものであり、個人情報からは除外される。

第2条第2号 [実施機関の定義]

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防及び議会をいう。

【趣旨】

本号は、条例により個人情報保護制度を実施する機関について定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 条例における「実施機関」は、地方自治法、地方公営企業法及び消防組織法により、独立した権限を行使する機関の名称を掲げており、これにより各実施機関の行政組織規則等により定められている本庁各課室等並びに議決機関である議会及び出先機関の全体を含む意味で用いている。
- 2 地方公務員共済組合、地方公務員災害補償基金の支部、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律その他の法律により設立された公益法人等は、市とは別の団体であるので実施機関には含まれない。
- 3 この条例に基づく実施機関内部における事務の分掌は、それぞれの実施機関の行政組織規則、代決専決規程等の定めるところによる。

第2条第3号 [行政文書の定義]

(3) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 花巻市立図書館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

【趣旨】

本号は、この条例の対象となる「行政文書」の範囲を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「実施機関の職員」とは、市長、行政委員会の委員、監査委員のほか、実施機関の指揮監督権に服する全ての職員をいい、実施機関の附属機関の委員を含むものである。
なお、議会の議員は職員には含まれないが、議長は議会の事務を統理する権限を有しており、事務局における事務処理の責に任ずる範囲内で職員に含まれる。地方自治法第106条の規定に基づき、副議長が議長に代わって事務を統理する場合も同様である。
- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得したことをいう。
「職務上」とは、実施機関の職員が法律、命令、条例、規則その他の規程等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいう。
なお、「職務」には、地方自治法第2条第9項に規定する法定受託事務及び同法第180条の2又は第180条の7の規定により実施機関の職員が受任し、又は補助執行している事務を含む。ただし、実施機関の職員が、地方公務員等共済組合法第18条第1項の規定により従事している地方公務員共済組合の事務、地方公務員災害補償法第13条第1項の規定により従事している地方公務員災害補償基金の事務等は含まれない。
- 3 「文書、図画及び電磁的記録」とは、記録媒体の面から条例の対象となる行政文書の範囲を定めたものであり、具体的には、次のものをいう。
 - (1) 「文書」とは、ある情報を文字、記号を用いて紙等の有体物の上に直接再現させたものであり、視覚的に直接知覚することができるものをいい、具体的には、起案文書、供覧文書、台帳、電算出力帳票等をいう。
 - (2) 「図画」とは、ある情報を象形を用いて紙等の有体物の上に直接再現させたものであり、具体的には、地図、図面、ポスター等をいう。
 - (3) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録全般をいい、具体的には、磁気テープ（ビデオテープ、録音テープ等）、光ディスク（コンパクトディスク等）、磁気ディスク（フロッピーディスク等）等に記録されたものをいう。

4 「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものでなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用し、又は保存されている状態のものを意味する。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらない。

なお、各実施機関が定める行政文書の管理に関する定めに規定する保存期間が過ぎた行政文書であっても、廃棄の手続がなされずに保存されている場合には、「保有しているもの」に当たり、この条例の対象となる。

5 対象から除外されるもの

(1) 「ただし書ア」は、既に公にされている文書等であって開示請求の対象とする必要がなく、また、対象とすると図書館代わりの利用等制度本来の趣旨に合致しない利用がなされるおそれがあるとともに、事務負担の面からも問題があると考えられるものを除外したものである。

(2) 「ただし書イ」は、文書等の形態を持つものであっても、一般の行政等の事務処理上の必要性からではなく、花巻市立花巻図書館、花巻市立花巻図書館分館その他の機関において、歴史若しくは文化又は学術研究若しくは調査研究といった観点から、その資料的価値に着目して保有されているものを除外したものである。

第 2 条第 4 号 [特定個人情報の定義]

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

【趣旨】

本号は、番号利用法に規定する個人番号を含む個人情報と個人番号を含まない個人情報の取扱いをこの条例において区別するため、「特定個人情報」を定義するものである。

【解釈・運用】

1 個人番号制度は、番号利用法による全国一律の制度であることから、特定個人情報の範囲を番号利用法と同一とするため、番号利用法を引用するものである。

2 番号利用法第 2 条第 8 項では、特定個人情報を「個人番号（略）をその内容に含む個人情報という。」としており、番号利用法における個人情報とは番号利用法第 2 条第 3 項において「行政機関個人情報保護法第 2 条第 2 項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第 2 条第 2 項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。」としている。

3 このことから、市が保有する個人情報のうち、番号利用法が適用される個人情報は、個人情報保護法第 2 条第 1 項に規定する個人情報であり、個人情報保護法第 2 条第 1 項の個人情報は「生存する個人の情報」であるので、本条例の個人情報と同様に特定個人情報には、死者の個人情報は含まれない。

4 なお、個人番号のみであっても、個人番号により個人が特定されることから特定個人情報となる。

第2条第5号 [情報提供等記録]【未施行】

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報という。

【趣旨】

本号は、特定個人情報の中でも特別の取扱いをしなければならない「情報提供等記録」について、定義したものである。

【解釈・運用】

1 情報提供等記録も、個人番号制度によるものであることから、番号利用法の該当条項を引用するものである。

2 情報提供等記録とは、個人番号を介して情報提供ネットワークシステム（番号利用法第2条第14項）を用いて行われる個人情報の提供に係る履歴であり、個人番号を含んでいるので、特定個人情報である。

3 情報提供等記録については、番号利用法の当該部分に係る規定の施行日が公布の日から5年以内とされており、まだ施行されていないことから、以下、情報提供等記録に係る本条例の規定は、施行されていない。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、個人情報保護制度を実施するに当たって、実施機関の職員の責務を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 実施機関は、個人の権利利益の保護を常に念頭に置いて、個人情報の収集、管理及び利用・提供等に当たらなければならない。
- 2 「個人情報の保護に関し必要な措置」とは、この条例の個人情報の収集、管理及び利用・提供に関する各制限に従うこと、個人情報を取り扱う事務の届出、公示及び目録の閲覧措置、運用状況の公表、職員の意識啓発、事務処理上の改善・整備などを行うことである。

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の登録)

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録された行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、市長に届け出て、その登録を受けなければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務を分掌する組織の名称
 - (3) 個人情報取扱事務の目的
 - (4) 個人情報の対象者の範囲
 - (5) 個人情報の記録項目
 - (6) 個人情報の処理形態
 - (7) 個人情報の収集先
 - (8) 個人情報を実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先
 - (9) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生その他職員の職務に関する個人情報取扱事務については、適用しない。
- 3 実施機関は、第1項の登録に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出て、当該登録の抹消を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項及び前項の規定による届出の内容を花巻市個人情報保護審査会（以下この章において「審査会」という。）に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項の登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

【趣旨】

個人情報の取扱いに対する市民等の不安感を解消するためには、市が保有している個人情報の内容やその取扱いの状況を分かりやすく示すことが必要であり、また、このことは市自らがその保有する個人情報を明確に把握し、より慎重かつ責任ある取扱いを確保していくためにも重要である。

特に、市民等が自己に関する情報の存在や内容を確認し、自己情報の開示や訂正等を請求していくためには、その前提として、個人情報の保有状況や取扱いの状況が明らかにされていなければならない。

本条は、実施機関に個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）の作成義務を課したものであり、市民等が実施機関の保有する自己に関する情報の存在や内容を確認し、自己の情報に関与することができるよう、実施機関は、一定の事項を記載した登録簿を作成し、市長に届け出、登録を受け、一般の閲覧に供しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

- (1) 登録を要する事務は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録された行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）である。
- (2) 「個人情報を取り扱う事務」とは、実施機関が所掌する事務であって、当該事務を遂行する上で、個人情報の収集、管理、利用等の取扱い行為を伴うものをいう。法令等の廃止等により、収集、利用等が既に行われていない事務にあつては、個人情報が記録された行政文書が文書庫等に保存されている場合においても、これに該当しない。また、個人情報の取扱い行為を伴う事務の全てを実施機関以外の者に委託しており実施機関が当該個人情報を取り扱っていない場合もこれに該当しない。
- (3) 「検索し得る」とは、個人情報が名簿、台帳、一覧表等の形式に整理され、又はインデックスをつけるなど何らかの工夫が施されていることにより、業務として十分に対応が可能な時間、費用の範囲内で当該本人の個人情報を検索できる場合をいい、「個人情報が整理して記録された行政文書」とは、具体的には、次に示すような行政文書をいう。
- ア 名簿、台帳、一覧表その他これらに類する行政文書（必ずしも、個人の氏名、識別番号等を中心として作成されたものに限らず、文書のいずれかの欄に定型的に個人情報が記録されているもので、当該個人情報により検索が可能なものを含む。）
 - イ カルテ、相談カード等個人の識別項目等によって検索できるように一定の書式等に従っている行政文書
 - ウ 個人情報が記録されている申請書、届出書その他これに類する行政文書
 - エ 個人を検索することを前提に、何らかの工夫を加えて事実上検索可能となっている行政文書（インデックス等により検索可能となっているもの）
 - オ 電子計算機処理に係るファイル

なお、上記の類型に該当しない事務については、登録簿の作成は要さないが、収集の制限や利用及び提供の制限、適正管理などの保護措置の対象となることには変わらないものである。

また、検索し得ない例としては、次のようなものが考えられる。

- ア 起案文書中にたまたま存在する個人情報で集約できないもの
 - イ ある特定個人に係る相談記録に記載されている他人の個人情報
 - ウ 申請書、届出書等あるいはその添付書類の中に、非定型的に、あるいは偶発的に記録されている申請者以外の個人情報
- (4) 「個人情報取扱事務の名称」とは、個人情報取扱事務の内容が市民等に具体的に明らかになるような名称をいう。
- (5) 「個人情報取扱事務を分掌する組織の名称」とは、個人情報取扱事務を担当する部局、課室等の名称をいう。
- (6) 「個人情報取扱事務の目的」とは、個人情報取扱事務の目的が市民等に具体的に明らかになるような目的をいう。
- (7) 「個人情報の対象者の範囲」とは、個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の対象者の範囲をいい、具体的には、申請者、届出者、納税義務者、被表彰者、受験者等のような個人の類型をいう。
- (8) 「個人情報の記録項目」とは、氏名、住所、心身の状況、家庭状況、職歴、学歴、資産状況、思想信条等の個人情報取扱事務で取り扱う個人情報の内容をいう。

- (9) 「個人情報の処理形態」とは、電子計算機処理を含むか否か、オンライン結合の有無等の個人情報取扱事務における個人情報の処理形態をいう。
- (10) 「個人情報の収集先」については、個人情報の収集は本人からの直接収集が原則であるが、その適用が除外される事項もあることから、市民等にそれを明らかにするため、登録事項とするものである。
- (11) 「個人情報を実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先」については、実施機関以外のものへの目的外の提供は原則として禁止されるが、その適用が除外される事項もあることから、市民等にそれを明かにするため、登録事項とするものである。
- (12) 「その他規則で定める事項」とは、市長が定める規則等に規定する事項をいい、個人情報取扱事務の登録及び変更の年月日などをいう。
- (13) 「あらかじめ」とは、個人情報取扱事務を開始する前に、又は登録事項を変更する前に登録簿への登録又は変更を行うことを定めたものである。この条例の施行の際(平成18年1月1日)において現に行われている個人情報取扱事務については、附則第2項の規定により、条例の施行日以降遅滞なく登録しなければならない。

2 第2項関係

「実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生その他職員の職務に関する個人情報取扱事務」については、職員自身がその内容等を十分に承知している分野が多いこと、又は使用者としての市と被使用者としての職員の内部管理情報であることから、これを登録して一般の閲覧に供する意義に乏しいため、第1項及び第2項の適用を除外したものである。

「実施機関の職員」とは、実施機関の一般職及び特別職の職員その他の職員を広くいうものであり、「職員であった者」とは、退職、失職又は免職により離職した者及び出向等により実施機関の職員であった者で現に実施機関の職員ではない者をいう。

「人事、給与、福利厚生その他職員の職務に関する個人情報取扱事務」とは、人事(資格、任免、退職、分限、懲戒など)、給与(給料、諸手当など)、福利厚生(健康管理、公舎等の貸与など)、災害補償、表彰等に関する事務及びこれらの事務の一環として職員の被扶養者等に関する個人情報を取り扱う事務並びに職員の職務に関する個人情報を取り扱う事務(身分証明書、立入検査書、研修、旅行、超過勤務等に関する事務)をいう。

3 第3項関係

「個人情報取扱事務を廃止したとき」とは、根拠となる法令等の廃止等により個人情報取扱事務そのものが廃止されたときなどをいう。

4 第4項関係

市長は、第1項及び前項の規定による届出の内容を花巻市個人情報保護審査会に報告しなければならないことを定めたものである。

5 第5項関係

市長は、第1項の登録簿を一般の閲覧に供しなければならないことを定めたものである。「一般の閲覧に供し」とは、登録簿を実施機関の窓口に備え置き、利用者が自由に閲覧できる状態にしておくことをいう。

第5条第1項（収集の制限）

（収集の制限）

第5条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）を収集するときは、あらかじめ、当該個人情報を取り扱う目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

【趣旨】

個人情報を取り扱う事務において、当該事務の目的を超えて必要のない個人情報を収集することや、違法な手段や不当な方法により個人情報を収集することは、市民等の不安を増大させるばかりでなく、その権利利益を侵害するおそれ大きい。

本項は、実施機関が個人情報を収集する場合に、必要以上の個人情報を収集しないよう、その目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段によるべきことを基本原則として定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「個人情報を収集する」とは、実施機関が実施機関以外のものから個人情報を能動的に取得する場合に限らず、法令等の規定に基づく申請、届出、申告、申込、相談等により受動的に取得する場合も含まれるものである。また、取得の形態は問わず、実施機関の職員が職務上口頭で取得する場合もこれに該当する。なお、同一実施機関内の場合には、「収集」ではなく第6条の「利用」に当たる。
- 2 「あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにし」とは、個人情報の収集を開始するに際し、収集する個人情報をどのような目的に使用するかを、当該個人情報取扱事務を分掌する室課等において具体的に明らかにする義務があることを定めたものである。
なお、第4条により登録の対象となる事務については、登録簿において事務の目的が明らかにされることになる。
- 3 「当該目的を達成するために必要な範囲」とは、収集する情報の内容、対象者の範囲等が、収集目的を達成するために必要な最小限のものであることをいい、必要以上に個人情報を収集することのないようにするものである。
具体的には、事務の目的及び根拠となる法令等の趣旨、内容等から判断されるものである。
- 4 「適法かつ公正な手段により」とは、行政上の手続は常に適法かつ公正であることが求められるものであり、個人情報の収集に当たっても、法令、条例、規則等の規定に違反していないことはもちろん、事務の目的等からみて社会通念上妥当と認められる手段により収集しなければならないことをいう。

第5条第2項 [本人からの直接収集の原則]

- 2 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を行う場合において、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができず、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。
 - (7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該実施機関から収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (8) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、市以外の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）その他公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）から収集する場合において、当該国等から収集することが事務の性質上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いたうえで、本人から収集することにより、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施が困難になるおそれがあると認められるとき。

【趣旨】

本人の知らない間に個人情報収集されることは、誰もが最も不安を抱くことであり、その結果として本人が知らない間に個人情報利用、提供されることは、個人の権利利益に重大な影響を及ぼすことになりかねない。

本項は、こうした個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、本人からの直接収集を原則とすることを実施機関の義務として定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「本人から直接収集し」とは、本人から個人情報を直接収集する場合のほか、申請書、申告書等を本人の使者を介して受け取る場合、本人から提出された書類が市町村、本人の所属団体等を経由して進達される場合等のように実質的に本人から個人情報を収集したものと解される場合も含まれる。

また、成年被後見人又は未成年者で意思能力を有しない者の個人情報を法定代理人から収集する場合は、本人から個人情報を収集したものとみなされる。

- 2 第1号関係「本人の同意があるとき」とは、本人以外のものから収集することについて

て、口頭又は文書により本人の同意がある場合をいう。

また、成年被後見人又は未成年者で意思能力を有しない者の個人情報を法定代理人の同意を得て収集した場合は、本人の同意を得て個人情報を収集したものとみなされる。

3 第2号関係「法令又は他の条例」とは、法律、政令、省令等の国法と県条例及び本条例以外の市の条例をいい、地方自治法第245条の4に規定する技術的な助言のほか、行政実例は含まない。

また、「法令又は他の条例」には、本人以外のものが実施機関に個人情報を提供することを義務づけているもの等（いわゆる「義務規定」）のほか、実施機関に裁量があり、本人以外のものから個人情報を収集し得る根拠となると解されるもの（いわゆる「できる規定」）が含まれる。

具体的には、次のようなものが考えられる。

(1) 「義務規定」による収集の例

ア 実施機関の行為権限が規定され、この権限に付随して本人以外のものが実施機関に対して個人情報を提供しなければならない旨を義務づけている場合

(ア) 地方税法第325条 市長の閲覧請求に基づく政府の所得税又は法人税関係書類の提示

(イ) 地方税法第353条 固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権に基づく当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者からの収集

イ 本人以外の者に申請又は届出が義務づけられ、実施機関がこれに基づき個人情報を収集する場合

消防法第12条の7第2項 製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者の市長への危険物保安統括管理者の選任、解任の届出

ウ 行政機関相互の通知又は報告等の義務が規定され、これに基づき実施機関が個人情報の収集を行う場合

公職選挙法第108条 選挙管理委員会の当選人への当選証書を付与した旨の市長への通知

(2) 「できる規定」による収集の例

ア 行政不服審査法第27条 審査庁として、参考人に対し陳述させ、又は鑑定を求めることができる。

イ 生活保護法第29条 福祉事務所長は要保護者等について官公署へ調査を囑託し、又は銀行等へ報告を求めることができる。

4 第3号関係

「出版、報道等」には、新聞、書籍等の発行等、テレビ、ラジオ等で知らせることのほか、公開の会議、講演会、説明会等における発表、説明等や登記簿謄本のように何人も閲覧できるものも含むものである。

「公にされているもの」とは、不特定多数の者が知り得る状態にあることをさし、同好会名簿のように特定の者のみに頒布する目的のために作成されたものは、公にされたものとはいえないので、これに含まれない。

なお、公にされているものから収集できる場合であっても、その利用目的によっては、本人等から収集すべき場合もあり得ることに十分留意する必要がある。

また、公にされているものであっても、それらが必ずしも正確であるとは限らないことから、その内容が真実か否か明らかでない場合には収集すべきでなく、あるいは出典

を明示すべきである。

5 第4号関係

「緊急かつやむを得ないと認められるとき」とは、火災、地震等の災害、事故、犯罪等から個人の生命、身体、財産を守るために、本人から個人情報収集する時間的余裕がなく、かつ、他に適当な収集方法がない場合をいう。

例えば、地震、火災などの災害や不慮の事故等により、病歴、血液型等の個人情報を本人以外から収集する場合などである。

「やむを得ない」かどうかは、保護すべき個人の生命、身体、財産という個人の権利利益と、個人情報を本人以外から収集することにより侵害される個人の権利利益とを比較衡量して実施機関が判断することになる。

なお、緊急事由が止んだ後、本人が収集された個人情報を知り得るよう運用することが必要である。

6 第5号関係

(1) 「所在不明」とは、本人が一時的な不在のため、所在が不明となっている場合も含まれる。

「心神喪失」とは、痴呆、知的障害、精神障害等により、物事の是非善悪の判断能力を欠く状態をいい、意思能力を喪失したが、民法第7条の後見開始の審判を受けていない場合が該当する。本人自らが判断できる場合（軽度の認知症等）や酩酊等一時的な状態の場合はこれに含まれない。

「所在不明、心神喪失等」とは、本人から個人情報を収集することが客観的に不可能な事由を例示したものである。

(2) 「本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる」とは、本人から個人情報を収集できない事由があったことをもって、本人以外のものから個人情報を収集することを無制限に認めようとするものではなく、本人以外のものから個人情報を収集することにより本人の権利利益を不当に侵害することのないよう、収集先、収集方法、収集する情報の内容が個別具体的な事情に応じて妥当なものでなければならぬことをいう。

例えば、本人が一時的な不在のため、所在の確認に必要な情報を収集することにより、本人の個人情報を収集することが可能となる場合に、その他の情報まで収集することを認めるものではない。

7 第6号関係

争訟、選考、指導、相談等の事務を遂行するため、本人に秘匿して行うことが必要不可欠であり、本人以外からの個人情報の収集を認めなければ、当該事務の遂行上著しい支障が生じることとなることから、実施機関が事務の適正な執行を目的として収集する場合には、本項の適用を除外したものである。

8 第7号関係

本号は、第6条（利用及び提供の制限）第1項各号の規定により他の実施機関から目的外提供により収集するときは、この制度により提供する実施機関の側において、その提供の妥当性が判断されており、重複して制限する必要はないので、本人収集の例外としたものである。

「他の実施機関から」とは、収集する側の実施機関以外の実施機関をいい、例えば、市長部局が教育委員会から収集する場合の教育委員会が市長部局から収集する場合の市長部局がこれに該当する。

9 第8号関係

本号は、収集する相手方が国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人（市が設立したものを除く。）又は実施機関以外の市の機関であって、個人情報を取り扱う事務の執行上やむを得ない場合には本人からの直接収集の原則の例外とする趣旨である。

「事務の性質上やむを得ず」の判断は、一般的な基準を類型的にあらかじめ定めることが困難であるため、本条の趣旨に照らし、個別事例ごとに各実施機関が個々に行うものである。

10 第9号関係

(1) 「事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施が困難になるおそれがある」とは、事務の性質上本人から収集することにより当該事務の目的が損なわれ、又は多大な経費と労力を要するため、当該事務の円滑な実施が困難になるおそれがある場合のほか、本人以外から個人情報を収集することが拒めない場合、本人から収集すると本人に必要以上の負担を強いることになる場合等を含む。

(2) 「おそれ」があるかどうかは、本人以外から収集することによる個人の権利利益の侵害のおそれと、住民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などの有用性を比較衡量して、提供を受ける情報の内容、性質やその使用目的に合わせて個別、具体的に判断する必要がある。

なお、その判断は、実施機関の都合によるのではなく、個人情報保護の観点から客観的に行われるべきものであり、実施機関は個人情報保護審査会の意見を聴き、その意見を尊重して判断することにより、客観性を担保することとしたものである。

第5条第3項 [センシティブ情報の収集禁止の原則]

- 3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は実施機関が審査会の意見を聴いたうえで、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めるときは、この限りでない。

【趣旨】

思想、信条、信教は内心の自由に関するものとして、個人の人格に深くかかわるものであり、また、人種、民族や犯罪歴等社会的身分に関する情報は、社会的差別を誘発するおそれがあるものであって、こうした情報を収集することは、個人の基本的な人権を侵害するおそれが高い。

本項は、これらに代表されるいわゆる「センシティブ情報」の収集を原則として禁止することを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「思想、信条」とは、支持政党名、所属する政治団体、政治理念、政治活動歴、政治的信条等その人の政治的信念や個人の人格形成をなす人生観、世界観、倫理観が表れた情報がこれに該当し、個人の性格、性質、趣味、嗜好等はこれに当たらない。

「信教」とは、超自然的、超人間の本質（神、仏、霊等）の存在を信じ、畏敬崇拝する心情あるいは行為をいい、信仰する宗教、宗派、所属する宗教法人名等がこれに該当する。

これらはいずれも、憲法上基本的人権として保障されている内心の自由と深いかかわりを有するものである。

- 2 「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」とは、過去において不当な社会的差別の原因となった事実があり、又は今後も同様の原因となるおそれがあるため、その取扱いを誤ると憲法が保障する法の下での平等に反する不当な差別を助長するおそれがある個人情報をいい、人種、民族、犯罪歴、社会的偏見のある難病等がこれに該当する。

- 3 「法令等の規定に基づくとき」とは、センシティブ情報の収集に関し、法令等で収集できることが定められている場合のほか、法令等の趣旨、目的からみて当然に収集することができるものと認められる場合も含む。本号に該当する例としては、次のようなものがある。

ア 法令等の規定により、実施機関に調査、報告等を義務付けている場合

地方公務員法第16条 職員採用の際の欠格事項の照会

イ 法令等の規定により、相手方に報告、通知、届出等を義務付けている場合

公職選挙法第86条 公選の候補者に係る本籍、所属政党等に関する届出

ウ 法令等の規定の趣旨、目的から判断して、センシティブ情報を取り扱うことが明らかに予定されていると認められる場合

(ア) 個人情報保護審査会において、条例第40条の規定により、センシティブ情報の開示請求に関する不服申立ての審議を行うこととなる場合

(イ) 法令等を根拠として設置された審議会等において、当事者や参考人から意見を聴取する場合、当事者等の一方的な意思によりセンシティブ情報が提供されることと

なる場合

- 4 「個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要がある」とは、事務の目的、性質等から、センシティブ情報を収集しなければ当該事務の目的達成が困難になる場合のほか、センシティブ情報が個人の一方的な意思により提供されるため、実施機関として当該情報を収集しなければならない場合等を含む。
- 5 個人情報保護審査会の意見を聴くこととしたのは、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があるか否かの判断は、実施機関の都合によるのではなく、個人情報保護の観点から客観的に行われるべきものであり、実施機関は審査会の意見を聴き、その意見を尊重して判断することにより、客観性を担保することとしたものである。

第6条第1項 [目的外の利用又は提供の禁止の原則]

(利用及び提供の制限)

第6条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされている場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究のために利用し、又は提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合において、事務の執行上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 国等に提供する場合において、当該国等に提供することが事務の性質上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いたうえで、公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。

【趣旨】

収集された個人情報、本人の知らない間に、本来の収集目的の範囲を超えて、実施機関内部で利用されたり、収集した実施機関以外のものに提供される場合には、知られたくない情報が流出するおそれがあるとともに、収集時の背景事情が無視され、個人に関して誤った認識を持たれたり、個人に関する虚像が形成されるおそれがある。

本項は、こうしたことに対する市民等の不安を解消し、個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、実施機関が個人情報を取り扱う目的以外の目的に利用し、又は提供することを原則として禁止することを定めたものである。

なお、特定個人情報については、通常の利用・提供とは異なる取扱いとするため、本条の個人情報からは除き、次条で定めるものである。

【解釈・運用】

1 「個人情報を取り扱う目的以外の目的」とは、個人情報を収集する際に明確にした目的以外の目的をいう。具体的には登録簿に記載の「個人情報取扱事務の目的」に照らして判断することとし、登録簿に記載のない事務にあつては、個人情報を収集する際の当該個人情報を取り扱う目的を個別に検討して判断するものとする。

個人情報を取り扱う事務を遂行する上で当然に付随する手続等は、当該事務の目的の範囲内に含まれる。例えば、許認可事務における関係課との協議に伴う資料提供、支出事務における会計課への合議、予算編成のための財政課への資料提出、外部委託に伴う提供等は、当該事務の目的の範囲内と判断される。

「利用」とは、実施機関が当該実施機関内で個人情報を取り扱うことをいい、「提供」

とは、実施機関が当該実施機関以外のものに個人情報を提供することをいい、国等や民間事業者団体に提供する場合は、他の実施機関に提供する場合も含まれる。

2 第1号関係

(1) 「本人の同意」とは、一般的に、本人の明確な意思が口頭又は文書等により確認された場合であって、個人情報を利用し、又は提供する目的と当該個人情報の内容を本人が承知している状態をいうものである。

なお、実施機関の行う事務によっては、周囲の状況から判断して、明らかに本人の同意があると推定される場合があり、このような場合まで改めて本人の同意を求めることは事務を煩雑にし、本人に負担を強いることになることから、事務の流れその他の事情から本人の同意の意思が明らかであると認められるときは、本人の同意があるものとして取り扱うこととする。

(2) 本人の同意が明確である限りは、利用又は提供先等が本人の同意を得た場合でも差し支えない。

また、申請書等の記入要領等に、あらかじめ使用目的、提供先が記載されている場合は、本人の意思表示がない限り、「本人の同意」に該当するものとして取り扱うこととする。

なお、成年被後見人又は未成年者で意思能力を有しない者の個人情報を法定代理人の同意を得て利用し、又は提供した場合は、本人の同意を得て利用し、又は提供したものとみなされる。

(3) 「本人に提供するとき」とは、本人の求めに応じて提供する場合のほか、本人の意思にかかわらず、実施機関が一方的に本人に提供する場合を含む。

(4) なお、本号の規定から本人への提供は目的外であっても可能であり、情報提供が可能な個人情報については、開示請求を待つまでもなく、本人に提供しても差し支えないものである。

3 第2号関係

「法令等の規定に基づくとき」とは、法令又は他の条例の明文の規定により個人情報の目的外利用又は提供が義務付けられている場合に限るものとする。法令等の規定がある場合でも、単に利用又は提供できる根拠を与える規定であって、利用又は提供そのものは任意である場合はこれに該当しない。

法令等の規定に基づくときとしては、具体的には次のような場合が考えられる。

ア 民事訴訟法第223条裁判所の文書提出命令を受けて提出する場合

イ 情報公開条例第6条開示請求の手続により、行政文書を開示する場合

4 第3号関係

「出版、報道等により公にされている」とは、第5条第2項第3号と同義である。

「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる」とは、出版、報道等により個人情報が公にされている場合であっても、当該個人情報の内容や公にされているその状態によっては、目的外に利用、提供することにより、個人の権利利益を侵害する場合もあり得ることから、そうした「おそれ」がないと客観的に認め得る場合に限ることとしたものである。

5 第4号関係

「緊急かつやむを得ないと認められるとき」とは、第5条第2項第4号と同義である。
具体的には、次のような場合が考えられる。

ア 事故にあった者の血液型、既往症等を医療センターが本人が入院した病院に連絡する場合

イ 地震、火災等の場合に、家屋等を守るために、工場等の所有者名や危険物の貯蔵状況などの情報を提供する場合

6 第5号関係

本号は、専ら統計の作成や学術研究などに限って利用される個人情報、公共性が高く、使用目的が明確であることから、利用提供の制限の例外事項としたものである。しかし、この場合でも個人の権利利益の侵害のおそれが発生しないような配慮が必要であり、特に実施機関以外のものへの提供に当たっては、不必要な部分の個人情報を削除する等の方法を講じなければならない。

7 第6号関係

実施機関は、個人情報を取り扱うに際しては、この条例の規定に従い、個人の権利利益の保護のため必要な措置を講ずるものであり、所掌事務の遂行に不可欠であり、かつ、当該利用又は提供によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないときには、目的外の利用又は提供ができることとしたものである。

「事務の執行上やむを得ず」とは、目的外の利用又は提供が、当該個人情報を利用する実施機関、又は提供を受ける他の実施機関の具体的な所掌事務の目的、内容に照らして必要な場合をいう。

「不当に侵害する」とは、本人の権利利益の侵害が、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供することの合理性、必要性等と比較衡量した場合に、その妥当性を欠くことをいう。

本号に該当するものとして、具体的には、資料の送付又は事業の案内のために、保有する名簿等を当該実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合などが考えられる。

8 第7号関係

ア 本号は、実施機関が行政事務の執行に当たりその効率化等を図り、住民の行政サービスなどの向上に資するため、事務の性質上やむを得ない場合に限り例外的に国等への目的外提供を認めることとしたものである。

イ 「事務の性質上やむを得ず」とは、国等への提供が客観的にみて合理的な理由があると認められる場合で、個人情報が使用される目的、範囲及び個人情報の内容を個別に検討して行う必要がある。例としては、広報資料の送付又は会議等の案内のため、保有する名簿等の個人情報を国等に提供する場合等があげられる。

ウ しかし、この場合でも個人の権利利益の侵害のおそれが発生しないような配慮が必要であり、特に実施機関以外のものへの提供に当たっては、不必要な部分の個人情報を削除する等の方法を講じなければならない。

9 第8号関係

(1) 「公益上の必要」とは、目的外の利用又は提供をすることが、住民負担の軽減、行政サービスの向上など社会一般の利益を図るために必要であることをいう。

「相当の理由がある」とは、前号の解釈と同義である。

- (2) 「公益上の必要その他相当の理由がある」があるかどうかの判断は、実施機関の都合によるのではなく、個人情報保護の観点から客観的に行われるべきものであり、実施機関は個人情報保護審査会の意見を聴き、その意見を尊重して判断することにより、客観性を担保することとしたものである。

第6条第2項 [提供先への措置要求]

- 2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、個人の権利利益の保護のため必要があると認められるときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、当該個人情報について使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

【趣旨】

本項は、実施機関以外のものには条例の規定が適用されないことから、実施機関が実施機関以外のものに個人情報を提供する場合、個人情報の適正な取扱いを確保するため、当該提供先に対し、必要な措置を講ずるよう求めることを義務づけたものである。

【解釈・運用】

- 1 本項にいう「提供」は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲内であるかどうかを問わないものである。当該目的以外の目的で提供する場合には、前項各号のいずれかに該当することが必要である。
- 2 「必要があると認められるとき」とは、提供する個人情報の内容、提供の形態、提供先における利用目的、利用方法、保護措置等を勘案して、個人の権利利益の保護のために必要があると認められるときをいい、個別具体的に判断するものである。
- 3 「その他必要な制限」とは、使用期間の制限、個人情報の取扱者の制限、廃棄や返却等使用後の取扱いの指示、再提供の禁止等実施機関以外のものにおける使用に係る必要な制限をいう。
- 4 「必要な措置」とは、適正な管理（個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止等）、内部管理規程の整備、取扱者の研修等をいう。

第6条の2 [特定個人情報の利用の制限]

第6条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を取り扱う目的以外の目的に特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う目的以外の目的のために特定個人情報を利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められたときは、この限りでない。【下線部未施行】

【趣旨】

国の行政機関、独立行政法人等が保有する特定個人情報については、番号利用法第29条において、それぞれの個人情報の保護に関する法律の一部の規定を除外し、又は読み替え適用する特例を定めており、情報提供等記録についても番号利用法第30条において、同様に特例を定めている。

地方公共団体が保有する特定個人情報及び情報提供等記録については、番号利用法第32条において、それぞれの個人情報の保護に関する法律や番号利用法の規定により国、独立行政法人等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとされている。

本条は、この必要な措置のうち、特定個人情報の利用について定めたものであり、番号利用法による読み替え後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の相当規定による取扱いと同様としたものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

特定個人情報の目的外利用については、第2項に該当する場合を除き、原則、認めないものである。

「特定個人情報を取り扱う目的」とは、特定個人情報を収集する際に明確にした目的のほか、次の範囲で利用する場合も含まれる。

ア 番号利用法別表第1に規定された事務の範囲（番号利用法第9条第1項）

イ 福祉、保健、医療その他の社会保障、地方税、防災に関する事務又はこれらに類する事務であって、条例に規定された事務の範囲（番号利用法第9条第2項）

ウ ア、イの事務の処理のために法令又は条例に基づき、他人の個人番号を利用した事務を行う範囲（番号利用法第9条第3項）

エ 個人情報保護委員会による調査等、番号利用法第19条第11号から第14号までに該当する範囲（番号利用法第9条第5項）

オ 個人番号の付番、住民基本台帳事務に必要な範囲（番号利用法第7条等）

2 第2項関係

(1) 「個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合」

第6条第1項第4号に規定する個人情報をも目的以外の目的で利用できる場合及び当該実施機関以外のものに提供できる場合と異なり、「緊急かつやむを得ない」場合を要件として規定していないが、緊急性等も踏まえて「必要性」を判断するものであり、第6条第1項第4号と同等以上の要件としたものである。

(2) 「本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」

「本人の同意」とは、第6条第1項第1号の「本人の同意」と同じである。

「本人の同意を得ることが困難であるとき」とは、行方不明、意識不明等明らかに本人の意思を確認することができない場合をいうものであり、本人が説得に応じない場合等は含まれない。

(3) 情報提供等記録

特定個人情報のうち、情報提供等記録については、目的外利用を認める必要性がないことから、特定個人情報の原則どおり、目的外利用を認めないものである。

第6条の3 [特定個人情報の提供の制限]

第6条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

【趣旨】

特定個人情報の提供は、番号法第19条に規定されており、改めて条例において定めたものであり、自由に提供できるものではない。

特定個人情報の提供は、番号法で制限されており、提供を受けた者に対しても番号法の規定が適用されることから、第6条第2項に規定する提供先への措置要求については規定する必要はないものである。

(オンライン結合による提供の制限)

第7条 実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報に随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、第6条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するとき、又は審査会の意見を聴いたうえで、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、オンライン結合により個人情報を提供することができる。

【趣旨】

オンライン結合は、大量の情報が瞬時に送付され、しかも随時に利用可能であることから、行政サービスの向上や事務の効率化に大きな成果を発揮している。その反面、第三者が容易に情報にアクセスし得ることから、その利用を誤ったり悪用された場合には、回復不能の事態が生じる危険性も有している。

本条は、このような危険性に鑑み、オンライン結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供を原則として禁止することを定めたものである。

【解釈・運用】

1 「電気通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合」とは、電子計算機と電子計算機やその端末機等を電気通信回線（光ファイバーケーブル、無線等を含む。）で結び、情報の発生するところから端末機等を用いて直接入力し、又は入力した結果を必要とするところに直接出力させる方法をいう。

2 「実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報に随時入手し得る状態にする」とは、実施機関以外のものが実施機関が保有する個人情報にいつでも必要に応じて入手できる状態にあることをいう。したがって、インターネットはこれに該当するが、電気通信回線で結ばれていても通常相手方からのアクセスができず特定の時期に相手方にデータを送信するだけの場合は該当しない。

3 「公益上の必要」とは、個人情報を取り扱う事務の目的、内容等から、オンライン結合により個人情報を提供することが、行政サービスの向上、事務の効率化など社会一般の利益を図るために必要なことをいう。

「個人の権利利益を侵害するおそれ」とは、オンライン結合により提供される個人情報の内容、性質、範囲、提供先における保護措置の内容、オンライン結合の形態等を勘案して総合的に判断されるものである。

「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがない」かどうかの判断は、実施機関の都合によるのではなく、個人情報保護の観点から客観的に行われるべきものであり、実施機関は個人情報保護審査会の意見を聴き、その意見を尊重して判断することにより、客観性を担保することとしたものである。

(適正管理)

第8条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保たなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、花巻市立図書館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされることとなる個人情報については、この限りでない。

【趣旨】

個人情報が漏えい、改ざんされたり、誤ったデータ、不完全なデータや過去のデータが流通することは、個人について誤った認識がなされ、適正な行政執行がなされないなど、個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

本条は、実施機関に対し、その保有する個人情報の安全性、正確性を確保する義務を課すとともに、保有する個人情報が不要となった場合には、速やかに、廃棄することを義務づけたものである。

【解釈・運用】

1 「個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置」とは、個人情報の事故、故意などによる漏えい、滅失、損傷等を防止するために必要な全ての措置をいい、具体的には次のような措置が考えられる。

ア 管理運営面の保護措置

管理組織及び管理規程の整備、データ管理者の指定、データ管理台帳の作成、職員の研修等

イ 技術面の保護措置

パスワード、IDカードによるアクセス制限、データの暗号化等

ウ 施設整備面の保護措置

文書保管の適正化、電子計算機処理施設・設備の適正化

なお、これらの具体的な措置は、技術の進歩によって改善されるべきものであり、事務の目的や個人情報の内容等に応じて、効果・費用等を勘案して、最も適切な措置を講ずるものとする。

2 「正確かつ最新なもの」に保つとは、収集の時点で正確かつ最新の個人情報であることはもとより、利用又は提供の時点でも正確かつ最新の個人情報であることをいう。ただし、過去の一定の時点で収集した個人情報であって、その時点における資料として利用又は提供をするものである限り、修正の必要はないものである。

3 「保有する必要がなくなった」とは、個人情報が記録されている行政文書の保存期間が満了したこと、また、台帳等に記録されている個人情報については、当該個人情報が事務を遂行する上で使用する必要がなくなったことをいう。

「確実に」とは、焼却、溶解又は磁気ディスク等の磁氣的消去の方法など当該個人情報

報が他に漏えいしたり、盗用されることのない確実な方法によることをいう。

- 4 「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされる」とは、第2条第3号ただし書きイと同義である。

(職員等の義務)

第9条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員又は職員であった者に対し、職務上知り得た個人情報について、適正に取り扱う義務を課したものである。

【解釈・運用】

1 地方公務員法第34条第1項（守秘義務）の規定は、実質的にも秘密として保護するに値するものに限定されるが、本条は、個人情報であれば秘密に該当しないものも広く対象とするとともに、一般職の職員に加えて、特別職の職員にも同様な義務を課すこととするものである。

2 「実施機関の職員」とは、条例第2条第3号の「実施機関の職員」と同義である。

「職務上知り得た個人情報」とは、自ら担当する職務に関連する情報はもちろん、担当外であっても職務に関連して知り得たものは含まれるものである。

「みだりに他人に知らせ」とは、個人情報を他人に知らせることが、自己の権限に属さない場合、又は自己の権限に属する場合であっても、正当な理由なく知らせる場合などをいう。

「不当な目的」とは、正当な職務行為を逸脱して、自己の利益のために個人情報を使用する場合や、他人の正当な利益や公共の利益に反して個人情報を使用する場合などをいう。

(委託に伴う措置等)

第10条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行わせることを含む。以下同じ。)をしようとするときは、当該委託に係る契約等において、個人情報の保護のために当該委託を受けた者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外の者に委託する場合又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に個人情報を取り扱う事務を行わせる場合において、個人情報を適正に管理し、個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、実施機関における義務、委託を受けた者又は指定管理者における義務及び委託を受けた事務又は指定管理者が行う個人情報を取り扱う事務の従事者における義務を定めたものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

(1) 「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する」とは、個人情報の取扱いに伴う事務を実施機関以外の者に依頼する全てのものをいい、一般に委託契約と呼ばれるもののほか、印刷、筆耕、翻訳、文書の廃棄等の委託契約、また、公の施設の管理や収納等の委託契約等も含むものである。

ただし、地方自治法第252条の14から第252条の16までの規定により、市の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合は該当しない。この場合は、当該団体の個人情報保護施策を勘案した上で、必要な措置を求めるものとする。

(2) 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に公の施設の管理を行わせるに当たり、当該施設の使用許可等の個人情報を取り扱う事務を行わせることをいう。

(3) 「個人情報の保護のために当該委託を受けた者が講ずべき措置」とは、具体的には次のようなものが考えられる。

ア 秘密保持義務

イ 個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止

ウ 再委託の禁止

エ 複写又は複製の禁止

オ 目的外の利用又は提供の禁止

カ 提供資料の返却及び不要情報の廃棄義務

キ 履行されない場合の契約解除、違約金及び損害賠償責任の措置

ク その他個人情報の保護に必要な措置

2 第2項関係

本項は、受託者に対し、前項の契約又は協定に基づく義務だけでなく、受託者自らの責任で個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう、制度上、直接の責務を課すこととするものである。

3 第3項関係

- (1) 本項は、受託事務従事者が行う個人情報を取り扱う事務の従事者については、個人情報を取り扱う立場は実施機関の職員と同じであり、個人情報の保護に関し直接的な責任を有することから、第9条の実施機関の職員と同じ責務を課すこととするものである。
- (2) 「従事している者又は従事していた者」とは、実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に直接従事している者又は従事していた者をいい、雇用形態を問わず、直接又は間接に事業主の監督の下に当該事務に従事する者は従事者に含まれる。

第2節 開示

(開示請求権)

第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この節及び次節において同じ。）の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

【趣旨】

1 自己に関する個人情報の存在やその内容を知ることは、個人情報の取扱いに対する不安を解消し、個人の権利利益の侵害を未然に防止するための前提となるものである。

本条は、何人も、自己に関する個人情報の開示を請求することができることを明らかにするものであり、個人の権利利益を確実に保護するため、条例上の権利として創設したものである。

2 本人は自己の個人情報の開示を請求することができることのほか、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって個人情報の開示を請求することができることを定めたものである。

3 任意代理人に対し、特定個人情報に係る開示請求を認めることとするのは、第6条の2と同様に、番号利用法第31条において、番号利用法等の趣旨を踏まえ地方公共団体が定めることとされた必要な措置の1つであり、番号利用法による読み替え後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の相当規定による取扱いと同様としたものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

(1) 「何人も」とは、市民に限らず、外国人を含む全ての自然人をいう。

(2) 開示請求の対象とする個人情報は、第4条第1項に規定する「個人情報取扱事務」に係る自己に関する個人情報に限定されるものであり、具体的には同条同項の登録簿に登録された事務に係る個人情報が請求の対象となる。

なお、第4条第2項に規定する「実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生その他職員の職務に関する個人情報取扱事務」に係る個人情報については、登録簿の作成は要しないものの開示請求の対象にはなるものである（ただし、第56条で適用除外となる個人情報は開示請求の対象とはならない。）。

(3) 「自己に関する個人情報」とは、開示請求者の氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により識別することができる開示請求者本人の個人情報をいう。

(4) 本項は、開示請求を具体的な権利として創設することを明らかにしたものであるが、このことによって、実施機関が本人との信頼関係に基づき個人情報を任意に提供することを制限するものではない。

2 第2項関係

- (1) 開示請求は、本人からの請求により、当該本人に開示する制度であるので、本人が請求し得る限り一般に代理請求を認める実益に乏しく、また、広く代理請求を認めることは、本人の保護に欠けるおそれがある。

しかし、未成年者や成年被後見人のように本人自らが開示請求をすることが困難な者もあることから、これらの法定代理人に限って、本項を根拠として創設的に代理請求を認めるものである。したがって、本人の任意代理人が本人に代わって開示請求をすることは認められないし、被保佐人又は被補助人の法定代理人(保佐人又は補助人)が本人に代わって開示請求をすることも認められない。

- (2) 特定個人情報の開示請求を任意代理人に認める理由は、次のとおりである。

ア 番号制度においては、情報提供ネットワークシステムの導入に伴い不正な情報提供等がなされる懸念があり得ることから、開示請求、訂正請求、利用停止請求といった本人参加の権利の実質的な保障が重要であり、これらの権利が容易に行使できるよう、情報提供等記録開示システムを整備して情報提供等の記録の開示等を容易に行えるようにするとともに、インターネット接続が困難で、かつ、書面請求も困難な者についても容易に開示請求権等を行使できるようにすること。

イ 個人番号が利用される社会保障・税分野の手続は、専門家である税理士や社会保険労務士などの代理人に手続を委任するニーズが高いことから、開示請求権等についても税理士等の任意代理人を認めることが国民の利便性向上に資すること。

〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【逐条解説】〕
内閣府大臣官房番号制度担当室作成

- (3) 「未成年者」とは、年齢が成年すなわち満20年に達しない者をいう。また、「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。

「法定代理人」とは、民法上の法定代理人である。未成年者の法定代理人は、第1次的には親権者(民法第818条)、第2次的には未成年後見人(民法第839条)であり、成年被後見人の法定代理人は、成年後見人(民法第843条)である。

なお、本項による開示請求は、民法上の代理権を行使するものではないため、未成年者の法定代理人の場合、父母による共同行使の必要はなく、それぞれ単独で開示請求をすることができるものである。

「本人の委任による代理人」とは、本人から委任を受けた者であるが、口頭でなされる委任ではなく、印鑑登録された印鑑が押印された委任状により委任を受けた者に限るものである。

- (4) 「本人に代わって」とは、本項は、法定代理人に未成年者又は成年被後見人の個人情報の開示を求める独自の開示請求権を認めたものではなく、本人(未成年者又は成年被後見人)の開示請求権を本人に代わって行使する代理請求を認めたものであるという趣旨である。

なお、法定代理人又は任意代理人は本人の利益を保護するため本人の利益に沿った請求権の行使が求められる。

- (5) 本項は、未成年者であっても、自ら開示請求をすることができる意思能力を有すると認められる場合には、未成年者自らによる開示請求を妨げるものではない。
- (6) 法定代理人又は任意代理人が開示請求をした後、当該開示請求に対する決定を行う前に法定代理人又は任意代理人としての資格を喪失した場合には、開示請求は却下され、また、開示請求に対する決定をした後、開示を受けるまでの間に法定代理人又は任意代理人としての資格を喪失した場合には、法定代理人又は任意代理人であった者

には開示することはできないこととなる。

(開示請求の手續)

第 12 条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項
- (3) その他規則で定める事項

2 開示請求をする者は、規則で定めるところにより、本人又はその法定代理人（特定個人情報にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求は、所定の事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出して行うべきものであることのほか、個人情報の本人、法定代理人又は任意代理人であることを証明する書類を提出又は提示すべきことを定めるとともに、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正手續について定めたものである。

【解釈・運用】

1 第 1 項関係

- (1) 開示請求は、個人情報の開示の決定という行政処分を求める申請行為であり、請求者の権利行使として行われるものであるため、書面によりその事実関係を明らかにしておく必要があり、書面によるものとしたものである。したがって、条例第 24 条に規定する口頭により開示請求をすることができる場合を除いて、口頭又は電話による開示請求は認められない。
- (2) 「開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項」とは、個人情報取扱事務の名称又は内容、当該事務が実施された時期又は場所、開示を求める具体的な内容など、実施機関の職員が、開示を受けようとする個人情報を検索し、特定するために必要な情報をいう。

2 第 2 項関係

- (1) 個人情報の開示は、本人又はその法定代理人若しくは任意代理人（以下「本人等」という。）に対してのみ行われるものであり、本人等以外の者に個人情報が開示され、本人等の権利利益が侵害されることのないよう、開示請求をする者が本人等であることの確認を厳格に行うことが必要である。
- (2) 「必要な書類」とは、市長が規則等で定める書類であり、具体的には、本人であることを証明する書類として、運転免許証、旅券、住民基本台帳カード等が、法定代理人の資格を有することを証明する書類として、戸籍謄本、成年後見に係る登記事項証明書等がある。
- (3) 開示請求は、本人等であることの確認を厳格に行うことが重要であり、ファクシミリ又は電子メールなどによる開示請求書の提出は受け付けないものとする。

また、郵送による請求は、開示請求をする者が、病気療養、重度の身体障がいその他やむを得ないと認められる理由により窓口で請求することができない場合に限って認めるものとする。

3 第3項関係

- (1) 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、開示請求書の記載事項が記載されていない場合や、「開示請求に係る個人情報に特定するに足りる事項」の記載が不十分であり、開示を受けようとする個人情報を特定することができない場合等をいう。

なお、開示請求書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、実施機関において職権で補正できるものである。

- (2) 「相当の期間」とは、開示請求をしようとする者が補正をするのに社会通念上必要とされる期間をいい、個々のケースによって判断されるべきものである。

なお、実施機関が相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の形式上の不備が補正されない場合には、当該開示請求を拒否する旨の決定を行い、その旨及び理由を開示請求者に通知することとなる。

- (3) 「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」とは、一般に、開示請求をする者が、個人情報が実施機関においてどのような形で存在しているのかを了知していることは少なく、実際には、個人情報を特定し得るような形で示すことは困難な場合が多いと考えられるので、実施機関に対し、積極的な情報提供を行うことを義務づけることにより、請求制度の円滑な運用を図ろうとするものである。

(個人情報の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにするものであり、実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 この規定は、実施機関は、適法な開示請求があった場合は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれているときを除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示する義務を負うとの原則開示の基本的枠組みを定めたものである。
なお、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が含まれているときは、部分開示(第14条)の問題である。
- 2 開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれているかどうかの判断に当たっては、原則として、個々のケースごとに、開示請求者の開示を受けることによる利益と、本人や開示請求者以外の第三者、法人等の権利利益や、公共安全、行政の事務事業の適正な遂行等の公益とを比較衡量し、具体的に「正当な利益を害するおそれ」や「支障を及ぼすおそれ」等があると認められるときに限って非開示とするものである。
- 3 特定個人情報は、個人番号を含む個人情報(第2条第1項第5号)であり、その範囲は、例えば申請書であれば、申請書のみか、添付書類を含むのか等明確な定めはない。
任意代理人から開示請求があった場合、特定個人情報の範囲を広くすると本来は、本人しか開示請求ができない個人情報も任意代理人に開示することになってしまう。よって、任意代理人から開示請求があった場合は、特定個人情報について任意代理人を認めた趣旨(第11条2項)を踏まえ、検討することとなる。

第13条第1号 [法令等の規定に係る情報]

(1) 法令等の規定により開示することができないと認められる情報

【趣旨】

本号は、法令等の規定による非開示情報の要件について定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「法令等」とは、第5条において法令又は他の条例をいうとされており、法律、政令、省令等の国法と県の条例及び本条例以外の市の条例をいい、地方自治法第245条の4に規定する技術的な助言のほか、行政実例は含まない。
- 2 「法令等の規定により開示することができないと認められる情報」とは、法令等の規定に本人に対して開示することができないと明らかに定めている場合はもとより、法令等の趣旨、目的から開示できないと認められる場合等をいう。
法令等で「開示することができない」等の規定に、「本人」を含むか否かが明文化されていない場合には、法令等の趣旨、目的により判断することが必要である。
また、個人情報を保護する意味で、第三者に対する開示を禁止している規定である場合には、本人に開示できないものではないので、本号には該当しないものである。

第13条第2号 [開示請求者に関する情報]

(2) 開示請求者(第11条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第21条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

【趣旨】

- 1 本号は、開示請求者に関する情報の非開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 本条例の開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する個人情報を開示するものであり、通常は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられるが、開示することが、必ずしも本人の利益にならない場合があり得る。また、未成年者、成年被後見人(以下「未成年者等」という。)の法定代理人又は任意代理人は当該未成年者等又は委任者が有している個人情報の開示請求権を本人に代わって行使することができるが、開示することにより当該未成年者等又は委任者の利益に反することとなる場合などがある。このような場合には、開示請求者本人(未成年者等の法定代理人又は任意代理人による開示請求にあっては、当該未成年者等又は委任者)の利益を保護するため、非開示とすることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「開示請求者」とは、自己に関する個人情報の開示請求をした者であり、法定代理人によって開示請求された場合には、代理される未成年者等又は委任者をいう。
- 2 「生命、健康、生活又は財産を害するおそれ」とは、例えば、カルテの開示の場合、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することにより病状等の悪化をもたらすことが予見される場合等が考えられる。
また、未成年者等又は委任者の法定代理人又は任意代理人から開示請求があったときに、法定代理人又は任意代理人と当該未成年者等又は委任者との利益が相反している場合、当該未成年者等又は委任者の意思に反する開示をすることとなる場合もこれに該当する。
- 3 未成年者等の法定代理人から開示請求があった時は、実施機関はまず「法定代理人と未成年者等の利益が相反している場合」に該当するか否かを判断するものとし、客観的に「利益が相反している」とは認められない場合には、「未成年者の意思に反する開示をすることとなる場合」に該当するか否かを判断するものとする。
任意代理人から開示請求があった時も同様に「利益の相反」及び「委任者の意思」を判断することとなるが、任意代理人については、委任者の同意が前提となっているので、これらに疑義がある場合は、委任の範囲を超えていることが考えられることから、本号の該当性を検討する前に、委任者に確認する必要がある。
- 4 「法定代理人と未成年者等の利益が相反している場合」とは、開示請求に係る個人情報を開示することにより、当該未成年者等の利益が侵害されるおそれがあると認められ

る場合であって、次のような場合である。

ア 未成年者等が法定代理人から虐待を受けている場合

イ 法定代理人が未成年者等に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合

ウ 未成年者等が開示に同意している場合であっても、未成年者等と法定代理人の利益が相反することが客観的に明らかな場合

5 「未成年者の意思に反する開示をすることとなる場合」とは、法定代理人に対する開示について、当該未成年者が同意をしていない場合である。

未成年者であっても、自ら開示請求をすることができる意思能力を有すると認められる場合には、単独で開示請求をすることができることから、当該未成年者が社会通念上、意思能力があると認められる一定の年齢以上である場合には、開示請求の手續において、本人である未成年者の意思が十分反映される仕組みとなっていることが必要である。このため、未成年者の法定代理人からの開示請求については、本人である未成年者の利益に反した開示をすることがないよう、本人の意思を確認することとする。

この場合、一定の年齢については、民法上、縁組をする意思能力（民法第797条）及び遺言をする能力（民法第961条）を有するのは、満15歳以上とされており、この民法の規定の趣旨を考慮するとともに、15歳は義務教育である中学校の卒業年齢でもあることから、満15歳をもって基準とすることとする。

第13条第3号〔請求者以外の個人に関する情報〕

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、特定個人情報に該当しない情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

- 1 本号は、請求者以外の個人に関する情報の非開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 開示請求された個人情報の中に、開示請求者以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を開示請求者に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は非開示とすることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「開示請求者以外の個人に関する情報」とは、開示請求に係る個人情報の中に含まれている開示請求者以外の個人に関する情報をいう。
なお、法定代理人又は任意代理人が本人に代わって開示請求をした場合には、開示請求の保護法益はあくまでも本人（未成年者又は成年被後見人若しくは委任者）の利益であることから、当該開示請求に含まれる法定代理人の個人情報も「開示請求者以外の個人に関する情報」として取り扱われる。
- 2 「事業」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等をいう。

【地方税法】（抜粋）

（事業税の納税義務者等）

第 72 条の 2 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によって事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する。

2～7（略）

8 第 3 項の「第一種事業」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 物品販売業（動植物その他普通に物品と叫わぬものの販売業を含む。）

(1 の 2) 保険業

(2) 金銭貸付業

(3) 物品貸付業（動植物その他普通に物品と叫わぬものの貸付業を含む。）

(4) 不動産貸付業

(5) 製造業（物品の加工修理業を含む。）

(6) 電気供給業

(7) 土石採取業

(8) 電気通信事業（放送事業を含む。）

(9) 運送業

(10) 運送取扱業

(11) 船舶ていけい場業

(12) 倉庫業（物品の寄託を受け、これを保管する業を含む。）

(13) 駐車場業

(14) 請負業

(15) 印刷業

(16) 出版業

(17) 写真業

(18) 席貸業

(19) 旅館業

(20) 料理店業

(21) 飲食店業

(22) 周旋業

(23) 代理業

(24) 仲立業

(25) 問屋業

(26) 両替業

(27) 公衆浴場業（第 10 項第 20 号に掲げるものを除く。）

(28) 演劇興行業

(29) 遊技場業

(30) 遊覧所業

(31) 前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの

9 第 3 項の「第二種事業」とは、次に掲げるもので政令で定める主として自家労力を用いて行うもの以外のものをいう。

(1) 畜産業（農業に付随して行うものを除く。）

(2) 水産業（小規模な水産動植物の採捕の事業として政令で定めるものを除く。）

(3) 前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの（農業を除く。）

10 第 3 項の「第三種事業」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 医業
- (2) 歯科医業
- (3) 薬剤師業
- (4) 削除
- (5) あん摩、マツサージ又は指圧、はり、きゆう、柔道整復その他の医業に類する事業（両眼の視力を喪失した者その他これに類する政令で定める視力障害のある者が行うものを除く。）
- (6) 獣医業
- (7) 装蹄師業
- (8) 弁護士業
- (9) 司法書士業
- (10) 行政書士業
- (11) 公証人業
- (12) 弁理士業
- (13) 税理士業
- (14) 公認会計士業
- (15) 計理士業
- (15の2) 社会保険労務士業
- (15の3) コンサルタント業
- (16) 設計監督者業
- (16の2) 不動産鑑定業
- (16の3) デザイン業
- (17) 諸芸師匠業
- (18) 理容業
- (18の2) 美容業
- (19) クリーニング業
- (20) 公衆浴場業（政令で定める公衆浴場業を除く。）
- (21) 前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの

3 「事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、特定個人情報に該当しない情報を除く」とは、個人に関する情報であつても、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、性質上、本条第4号で判断するものとし、本号の個人に関する情報から除外するという趣旨である。

なお、事業を営む個人に関する情報であつても、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報や特定個人情報に該当する情報は本号に含まれる。

4 「特定の個人を識別することができるもの」とは、第2条第1号と同義である。

5 「開示請求者以外特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性のある部分を除いて開示しても個人の人格を損なうおそれのある情報や財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれのある情報をいい、例えば匿名の作文、無記名の個人の著作物、個人の未発表の研究論文、研究計画等の情報がこれに該当すると考えられる。

6 「ただし書ア」について

- (1) 「法令等の規定により開示請求者が知ることができる情報」とは、法令等において何人にも等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている情報のほか、特定の範囲の者（開示請求者が当該特定の範囲の者に含まれる場合に限る。）に限り当該情報を開示することを定めている情報も含まれる。
- (2) 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」とは、事実上の慣習として知ることができる情報である。情報公開条例第7条第1項第2号アの慣行として公にされている情報や開示請求者が当該個人情報を知りうる立場にあることが客観的に明らかである情報などが該当する。
- (3) 「知ることが予定されている情報」とは、実際には知らされていないが、将来的に知られることが予定されている情報である。「予定」とは当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

7 「ただし書イ」について

プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、これに優越する利益がある場合は、これを非開示とすべき合理的な理由は認め難いため、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報については、開示することとしたものである。

「開示することが必要であると認められる情報」に該当するかどうかは、非開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益とを比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に当たっては、個人に関する情報の中には個人的な性格が強いものから社会的性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命、健康の保護と生活、財産の保護とでは、開示により保護される利益の程度に相当の差があることなどを踏まえ、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないよう、慎重な配慮が必要である。

8 「ただし書ウ」について

- (1) 公務員等の職務の遂行に関する情報に含まれる公務員等の職に関する情報は、特定の公務員等を識別し得る情報として個人に関する情報に該当するものであるが、行政の説明責任の観点から、開示することとしたものである。
- (2) 「国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員」には、一般職のみならず特別職も含むので、同法第2条第3項に規定する国务大臣、国会議員、裁判官等も本号の公務員に含まれる。「地方公務員法第3条に規定する地方公務員」も、一般職と特別職の双方を包含することから、地方議会議員、審議会等の構成員の職で臨時又は非常勤のもの等も含まれる。
- (3) 「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報をいう。したがって、公務員等の職員としての身分取扱いに係る情報などは、当該公務員等にとっては、その職務遂行に係る情報には該当しない。
- (4) 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の氏名の開示・非開示については、本号アの「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するかどうかにより判断されるものである。
- (5) 職務の遂行に係る情報に含まれる本市職員の氏名については、市政執行における行政の責務として、市民の要請に応じ公表することが予定されていると考えられること

- から、本号アに該当し、個人に関する情報としては非開示とされないものである。
- (6) 職務遂行に係る情報であっても、それが他の非開示情報に該当する場合には、非開示とされることとなる。
- (7) 「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が同時に他の公務員等の個人に関する情報であり得ることに注意する必要がある。例えば、医療センターの医師が市職員の健康診断を行った場合、当該健康診断に関する情報は、当該医師にとっては当該職務の遂行に係る情報であるが、当該市職員にとっては職務遂行との直接的関連はなく、職務の遂行の内容に係る情報とはいえないことから、市職員の個人に関する情報として、原則的に非開示とされることになる。

第13条第4号 [法人等に関する情報]

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

- 1 本号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の非開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由、競争上の地位その他の正当な利益は、保護される必要があることから、開示することにより法人等又は個人の正当な利益を害するおそれがある情報については、非開示とすることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「法人等」とは、第2条第1号ただし書の解釈と同義であるが「法人等」の定義には、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を含めていない。
- 2 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、その事業活動と直接関係のない個人に関する情報(例えば、事業を営む個人の家族構成、事業と区別される個人の財産、所得等)は、本号に該当せず、第3号で判断するものである。

3 「ただし書」について

ただし書は、法人等又は個人の事業活動によって危害(公害、薬害等)が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は開示することを定めたものである。この場合、現実に危害が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

「開示することが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、非開示とすることにより保護される法益と開示することにより保護される利益を比較衡量して判断することとなる。

この比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産を保護する必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。

4 「ア」について

(1) 「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等の生産・技術・販売上のノウハウ、運営方針、人事、労務管理等の情報で、開示することにより、法人等の事業活動が損なわれると認められるもの及び開示することにより法人等の名誉が侵害され、又は社会的信用若しくは社会的評価が低下するものをいい、必ずしも経済的利益の概念でとらえられないものを含むものである。

(2) 「正当な利益を害するおそれがある」かどうかは、個々のケースごとに開示請求者の開示を受けることによる利益と、非開示とすることにより保護される法人等の利益とを比較衡量して判断することになる。

その判断に当たっては、当該情報の内容だけでなく、法人等と開示請求者との関係、法人等が営む事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付け、当該情報を開示した場合の影響等を総合的に勘案するものである。

(3) 「正当な利益を害するおそれ」がないものとしては、一般的に次のような場合が考えられる。

ア 法人等にとって、当該情報の内容を知らせることについて、開示請求者に対する（契約その他当事者間の権利義務関係において）何らかの義務がある場合

イ 当該情報の性質からみて、開示請求者が知っているべき関係にある情報である場合（本人との合意内容を示した文書等）

ウ 違法、不当な事業活動に関する情報で、開示請求者に対し非開示にすることに正当な利益を主張し得ない場合（詐欺的商法に係る販売記録等）

5 「イ」について

(1) 法人等及び事業を営む個人に関する情報であって、非開示を条件として提供を受けた、いわゆる任意提供情報の取扱いを定めたものであり、当該情報については、非開示の条件が付されていることを理由に全て非開示とするのではなく、当該条件を付することが合理的と認められる場合に限り非開示とすることを明らかにしたものである。

(2) 「任意に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかず提供された情報をいう。

なお、実施機関が法令等の定める権限に基づき強制的に入手し得る情報ではあるが、当該権限を行使せず行政指導等により任意の提供を受けたものについては、「任意に提供された」情報には該当しないものである。

(3) 「通例として開示しないこととされているもの」に該当するためには、当該法人等又は個人において開示しないこととしているだけでは足りず、当該情報の性質上、一般的に開示しないことが相当と認められることが必要である。

(4) 「当時の状況等」とは、開示しないとの約束を付することの合理性の判断は、当該情報の提供当時の諸般の事情を基本として判断するが、必要に応じその後の事情の変化も斟酌して判断するとの趣旨である。

(5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

【趣旨】

本号は、本人に開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非開示とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいう。例えば、犯罪を誘発するおそれのある情報を開示しないこともこれに含まれる。
- 2 「（犯罪の）捜査」とは、捜査機関が公訴の提起及び遂行のため、証拠を発見し、収集し、保全し、また、被疑者を発見し、掌握し、必要があればその身柄を拘束して保全する活動をいう。
- 3 「人の生命、身体、財産等の保護」とは、公共の安全と秩序の維持の観点から、人の生命、身体、財産、名誉、社会的地位、自由等を危害から保護し、又は当該危害等を除去することをいう。
- 4 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防又は捜査及び人の生命、身体、財産等の保護のほか、平穏な社会生活、社会の風紀その他の公共の安全と秩序を維持することをいう。
- 5 「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共の安全と秩序を維持する諸活動が阻害され、又は適正に行われなくなる可能性がある場合をいう。
- 6 「人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報」とは、次のような情報をいう。
 - ア 犯罪の被疑者、参考人等が特定され、その結果、これらの人々の生命、身体等に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれのある情報
 - イ 犯罪等の情報の通報者、告発者等が特定され、その結果、これらの人々の地位又は正常な生活が脅かされるおそれのある情報
 - ウ 特定個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果、これらの人々が犯罪の被害者となるおそれのある情報

第13条第6号[審議、検討等に関する情報]

(6) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

- 1 本号は、市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものである。
- 2 市の機関及び国の機関等の内部又は相互間の審議、検討又は協議に関する情報が開示されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が開示され、又は情報が尚早な時期に開示されると、誤解や憶測に基づき住民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定のものに利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあり得る。
本号は、このような情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公益性を考慮してもなお、県の機関及び国の機関等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、これを非開示とすることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「市の機関」とは、市の全ての機関をいい、実施機関であるなしを問わない。執行機関、議決機関及びこれらの補助機関（職員）又は事務局（職員）のほか、執行機関が設置する附属機関も含まれる。
なお、「国の機関」も同様の趣旨である。
- 2 「市以外の地方公共団体」とは、花巻市以外の他の都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団をいう。
- 3 「市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、次のものを指す。
 - (1) 市の機関の内部
 - (2) 国の機関の内部
 - (3) 独立行政法人等の内部
 - (4) 市以外の地方公共団体の内部
 - (5) 地方独立行政法人の内部
 - (6) 市の機関の相互間
 - (7) 国の機関の相互間
 - (8) 独立行政法人等の相互間
 - (9) 市以外の地方公共団体の相互間

- (10) 地方独立行政法人の相互間
- (11) 市の機関と国の機関との相互間
- (12) 市の機関と独立行政法人等との相互間
- (13) 市の機関と市以外の地方公共団体との相互間
- (14) 市の機関と地方独立行政法人との相互間
- (15) 国の機関と独立行政法人等との相互間
- (16) 国の機関と市以外の地方公共団体との相互間
- (17) 国の機関と地方独立行政法人の相互間
- (18) 独立行政法人等と市以外の地方公共団体との相互間
- (19) 独立行政法人等と地方独立行政法人との相互間
- (20) 市以外の地方公共団体と地方独立行政法人の相互間

4 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議のほか、会議、打合せ、意見交換、相談等に関連して、実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。

5 合議制機関に関する情報の開示・非開示については、当該合議制機関の議事運営規程や議決等によって決せられるものではなく、当該合議制機関の性質及び審議事項の内容等に照らし、合議制機関における率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるかにより個別具体的に判断されるものである。

6 本号は、審議、検討又は協議に関する情報を開示することによって、当該意思決定等に不当に支障を及ぼす場合に限られるものである。

したがって、当該情報を開示することによって、将来の同種の事務に係る意思決定に支障を及ぼすおそれがある場合は、本号の問題ではなく、本条第1項第7号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかにより開示・非開示が判断されることとなる。

(7) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 市若しくは市以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

- 1 本号は、市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報の非開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 開示することにより、市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非開示とすることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業」とは、市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が単独で行う事務又は事業及びこれらが共同で行う事務又は事業をいう。
- 2 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけでなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。
- 3 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかは、開示することの利益と市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保することによる利益とを比較衡量して判断されるものであり、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

4 「ア」について

(1) 「監査」とは、主として観察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。

「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(2) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」の例としては、個人に対して事前通知なしに監査や検査等を計画している場合に、監査等の実施時期、調査事項等の詳細な情報を事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽を助長するなどのおそれがあるものが該当する。また、事後であっても、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは該当し得ると考えられる。

5 「イ」について

(1) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(2) 「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」の例としては、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合などが考えられる。

6 「ウ」について

調査研究に関する事務の中には、例えば、①知的財産権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く市民等に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報を非開示とするものである。

7 「エ」について

(1) 「評価、診断、選考、指導、相談等」とは、列挙したもののほか、判定、推薦などこれらに類するものを含む。また、実施機関が行う評価、診断等に関する個人情報の

ほか、実施機関以外のものが行うものも含まれる。

(2) 「評価」とは、学業成績、功績など、個人の能力、性格、適性等を公正かつ的確に評価するために調査し、その結果に基づき評定することをいう。

「診断」とは、個人の疾病、健康状態等について、病院又は診療所等において、専門的見地から行った診断、診察、検査等をいい、その結果から判断することをいう。

「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査などに基づき特定の職業等の適任者を選任すること又はこれらに類することをいう。

「指導」とは、個人の学力、能力、技術等の向上又は生活状態若しくは健康状態等の改善のために行う教育や指示をいう。

「相談」とは、生活、健康等に関する照会を受け、それに対し専門的見地等から診断を行ったり、所見を述べたりすることをいう。

(3) 「相談等」の「等」には、判定、推薦などがある。「判定」とは、個人の知識、能力、資力、適性、技術等について、専門的知識又は一定の基準に基づき試験、審査、検査等を行い、その結果から判断することをいう。また、「推薦」とは、個人に何らかの利益をもたらす目的で評価を行うことをいう。

(4) 評価、診断等に関する情報が記録された行政文書の例として、次のようなものが考えられる。

ア 診療録（カルテ）、看護記録

イ 指導要録、入学調査書

ウ 表彰推薦資料

エ 面接関係資料

オ 精神保健相談記録

なお、これらの文書に該当することをもって、直ちに非開示となるものではなく、個々のケースごとに、開示することによる利益と非開示とする利益を比較衡量して、当該評価、診断に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときに非開示とするものである。また、開示することが本人の不利益となるという理由をもって、開示の可否が決定されるものではない。本人にとって不利益であるかどうかは、基本的には本人の側の判断に委ねられるべき問題であり、そのことのみをもって、「評価、診断等に著しい支障を及ぼす」ということはできない。

8 「オ」について

市の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該機関の自律性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を非開示とするものである。

9 「カ」について

市若しくは市以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、本条第4号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを非開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、情報の

非開示の範囲は同号の法人等とは異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

- 1 本条第1項は、個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合における実施機関の部分開示の義務及びその要件を明らかにしたものである。
- 2 本条第2項は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部に個人識別情報(非開示情報)が記録されている場合に、個人識別性のある部分とそれ以外の部分とを区分して取扱うべき場合及びその場合における非開示とする範囲について定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 「第1項」について
 - (1) 部分開示を行わなければならないのは、「非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができる」場合であり、個人情報のどの部分に非開示情報が含まれているかという記載部分の区分けが困難な場合や、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合（電磁的記録の場合等）には部分開示の義務がなく、開示しない旨の決定を行うこととなる。なお、個人情報の量が多く、時間や労力を要することは、区分又は分離の容易性とは関係がない。
 - (2) 部分開示決定は、部分非開示決定でもあることから、非開示決定の部分については、理由提示の義務が生ずる。
- 2 「第2項」について
 - (1) 非開示情報と非開示情報に該当しないものが混在している通常の部分開示（第14条第1項）の場合と、全体として非開示情報に該当するが、個人識別性のある部分を除くことにより開示しても支障がなくなる場合とは、性質を異にするので、後者について、第14条第1項とは別に、この項を設けたものである。
 - (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても、例えば、未発表の論文等、個人の権利利益を害するおそれのあるものは、この部分開示の対象とはならない。

(裁量的開示)

第 15 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報（第 13 条第 1 号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が記録されていても、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる場合について定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、開示請求に係る個人情報に記録されている情報を非開示にすることにより保護される利益を前提としてもなお、当該案件については個人の権利利益を保護するため特に開示する必要があると認めるときという意味である。
- 2 「第 13 条第 1 号の情報」を当該裁量的開示の対象から除いているのは、法令等により開示を禁止されている情報を実施機関の裁量で開示することはできないことを確認的に規定したものである。

(個人情報に関する情報)

第 16 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

開示請求に対しては、当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにし、開示又は非開示を決定すべきであるが、本条は、その例外として、個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる場合について定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 「開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる時」とは、例えば、家庭内暴力の被害者である母子の所在に関する情報を加害者である父が子の法定代理人として開示請求した場合など、開示請求に対し、当該個人情報は存在するが非開示とする、又は当該個人情報は存在しないと回答するだけで、本来的に非開示情報として保護すべき利益が害されることとなる場合をいう。
- 2 本条により開示請求を拒否するときは、第 17 条第 2 項の開示をしない旨の決定を行うこととなり、必要にして十分な拒否理由の提示を行う必要がある。(行政手続条例第 8 条第 1 項)
- 3 開示請求を拒否するときは、開示請求に係る個人情報の存否を明らかにした上で拒否するのが原則であり、この規定は、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを応えることで、非開示情報として守られるべき利益が害されてしまうときにおける例外的措置を定めたものであるため、その適用に当たっては、厳格に解釈し、濫用されるようなことのないようにしなければならない。
- 4 この規定を適用し開示請求を拒否しようとする場合にあっては、事前に、当該情報の内容及びこの規定を適用する理由を明らかにしたうえで、総務課に、その適否について協議するものとする。

(開示請求に対する措置)

第 17 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、当該個人情報を取り扱う目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報が記録された行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を明らかにしたものである。

【解釈・運用】

- 1 実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認するためには、当該個人情報の内容とともに利用目的を知る必要があることから、開示する個人情報の利用目的を通知することとしたものである。「当該個人情報を取り扱う目的」は、開示する個人情報を取り扱う目的が明確に把握できるようにできるだけ具体的に記載する必要がある。個人情報取扱事務登録簿の「個人情報取扱事務の目的」欄の表示内容で具体的に把握することができる場合は、当該表示と同様に記載することで足りるが、当該欄は、事務の目的を記載するものであり、必ずしも開示する個人情報の取扱目的そのものを表示しているとは限らない場合があることに留意する必要がある。
- 2 「開示請求に係る個人情報が記録された行政文書を保有していないとき」（第 2 項）とは、個人情報が記録された行政文書が不存在の場合も開示しない旨の決定を行うことを条例上明確にしたものである。
- 3 開示請求書に形式上の不備がある場合など、開示請求が不適法であることを理由として個人情報の開示をしないときも、第 2 項の決定に含まれる。
- 4 開示しない旨の決定を行うときには、行政手続条例第 8 条第 1 項の規定により、必要にして十分な拒否理由の提示を行う必要があることから、個人情報の存否を明らかにしないで請求を拒否する場合や文書不存在の場合においても、次のようにその理由を明らかにしなければならない。
 - (1) 個人情報の存否を明らかにしないで請求を拒否する場合
「個人情報の存否を答えるだけで、個人の正当な利益を害することとなるので、当該個人情報はあってもないとも答えられない。仮に存在するとしても、個人情報保護条例第 13 条第 2 号に該当し非開示とされる情報である。」など
 - (2) 行政文書不存在の場合
「当該文書は、作成されない慣行となっており、実際に存在しない。」、「当該文書は存在したが、保存年限を満了したために○年○月に廃棄した。」など
- 5 開示請求が不適法であることを理由とする非開示決定、行政文書不存在による非開示

決定は、いずれも処分性を有し、行政不服審査法や行政事件訴訟法に基づき争うことが可能である。

(開示決定等の期限)

第 18 条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して 15 日以内にしなければならない。ただし、第 12 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等を行うべき期限（開示請求があった日から起算して15日）及び延長可能な期限（開示請求があった日から起算して最大45日）を定めたものである。

【解釈・運用】

1 第 1 項関係

- (1) 「開示請求があった日」とは、開示請求書が当該請求を取り扱うこととされている窓口に到達し、実施機関が了知可能な状態になった日をいう。
- (2) 開示請求があった日から起算して15日目に当たる日が市の休日に当たるときは、その直後の市の休日でない日が満了日となる。
- (3) 「補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」としており、開示請求書に形式上の不備があっても、補正を求めないときは、原則どおり、開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない。

なお、補正を求めた場合であっても、開示請求者が当該補正に応じない旨を明らかにしたときは、当該意思表示があった時点以降は、もはや補正に必要な期間とはいえないので、停止していた期間が再び進行することになる。

2 第 2 項関係

- (1) 「その他正当な理由」とは、実施機関が誠実に努力しても、15日以内に開示を行うかどうかの決定をすることができないと認められる事情をいい、次のような場合をいう。
 - ア 第三者に関する情報が記録されているため、その第三者の意見を聴取するのに相当の日数を必要とする場合
 - イ 複数の実施機関等に関係する情報が記録されているため、その実施機関等の意見を聴取するのに相当の日数を必要とする場合
 - ウ 開示請求のあった個人情報記録された行政文書の種類又は量が多いため、開示決定等に相当の日数を必要とする場合
 - エ 天災等が発生した場合、突発的に業務が増大した場合、緊急を要する業務を処理する場合その他正当な理由のある場合
- (2) 延長期限を45日としたのは、第三者に対する意見書提出の機会を付与する場合にあたっての、当該第三者手続に必要な期間に配慮したものである。したがって、第三者手続が不要な場合には、開示決定等の期限が原則として15日以内とされていることを勘案して、延長したときでも、30日以内に開示決定を行うよう努めるものとする。

(開示決定等の期限の特例)

第19条 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について開示決定等を行う期限

【趣旨】

本条は、開示請求に係る個人情報著しく大量な場合における開示決定等の期限の特例を定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 「開示請求に係る個人情報著しく大量であるため・・・事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、1件の開示請求に係る個人情報大量であること又は同時期に多数の開示請求が集中したことにより、これらを45日以内に処理することが不可能な場合又は45日以内に処理することで通常事務の遂行が著しく停滞する場合をいう。
- 2 「相当の部分」とは、45日以内に開示決定等を行うことができる分量であり、「相当の期間」とは、実施機関の事務の遂行に著しい支障を生ずることなく、残りの個人情報について開示決定等を行うことができる期間であって、いずれも、当該開示請求に係る実施機関の実態に応じ、個別に判断されるものである。
- 3 この規定を適用する場合の開示請求者への通知は、第18条第1項に規定する期間内、すなわち開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならないものである。

(事案の移送)

第 20 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議のうえ、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

【下線部未施行】

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 17 条第 1 項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

本条は、事案の移送につき、その要件、手続、効果を定めるものである。

ただし、特定個人情報のうち情報提供等記録については、情報提供等記録の情報は、番号利用法で定められた情報提供者及び情報照会者間での所定の事務のための所定の情報が授受された旨であり、情報提供等記録に関する非開示情報についてもあらかじめ典型的に確定しているものと考えられることから、他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときが想定されず、また、移送に係る規定を適用すれば、情報提供等記録に対する即時の開示をきたしている開示請求者の利益を著しく害するため、これを適用除外とするものである。

【解釈・運用】

- 1 「開示請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」(第 1 項)とは、開示請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるときや当該個人情報に他の実施機関の事務に密接な関連を有する情報が記録されているときなど、開示するか否かの判断を他の実施機関の方がよりの確に行うことができる場合をいう。
- 2 事案の移送は、実施機関相互の協議が整った場合に限り可能とするものであり、これが整わない場合は、開示請求を受けた実施機関が処理することとなる。(第 1 項)
- 3 この移送措置は、行政機関等内部の問題であり、開示決定等を行わなければならない期間の計算については、当初の開示請求があった日から起算する。(第 2 項)
- 4 第 3 項は、開示の実施は、移送を受けた実施機関が行うことを明確にするとともに、移送の効果として、開示請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。)が移送先に移るものではないことから、移送を受けた実施機関が円滑に開示の実施ができるよう、移送した実施機関の協力義務を明らかにしたものである。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 21 条 開示請求に係る個人情報に市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第 41 条及び第 42 条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 13 条第 3 号イ又は同条第 4 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第 15 条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 40 条第 1 項及び第 41 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与及び第三者による争訟の機会の確保について定めたものである。

【解釈・運用】

1 任意的意見の聴取（第 1 項）

第 1 項に規定する意見書提出の機会の付与は、開示請求のあった個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書の提出を求め、その結果を決定の際の参考とすることにより、当該個人情報の開示、非開示の判断の適正を期することを目的とするものであり、実施機関に第三者に意見書の提出を求めることを義務づけるものではなく、また、実施機関の決定が第三者の意見に拘束されるものでもない。

2 義務的意見の聴取（第 2 項）

第 2 項は、第三者に関する情報を人の生命、健康、生活、財産を保護するために必要があること等を理由として開示する場合においては、第三者に不利益を与える場合であっても、開示することの利益と比較衡量して開示するか否か判断することとなるので、適正手続の観点から、事前に当該第三者の意見を聴取すべきであり、この点についての規定を整備したものである。

なお、実施機関の決定が第三者の意見に拘束されるものでないことは、第1項の場合と同様である。

- 3 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」（第2項）との例外規定は、同項が意見書提出の機会を義務づけており、実施機関が合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在を探知できない場合に、手続が進まなくなることを避けるためのものである。

なお、第三者の所在が判明しない場合に公示送達を義務づけなかったのは、公示送達を行うこと自体が当該個人を識別されるおそれがあることに配慮したものである。

- 4 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」（第3項）との規定は、開示請求者の開示を受ける権利と第三者の争訟（執行停止等）の機会の確保とを調整し、開示の実施までの期間を明確にしたものである。

なお、実施機関の開示の決定に不服がある場合の不服申立期間は、行政不服審査法の規定により、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内とされているが、開示の実施までの期間を「2週間」としたのは、開示請求者の迅速に開示を受けるという期待をも考慮したことによるものである。

(開示の実施)

- 第 22 条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。
 - 3 前項の規定による申出は、第 17 条第 1 項に規定する通知があつた日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
 - 4 個人情報の開示を受ける者は、本人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。ただし、当該開示を受ける者が送付による開示を希望した場合は、この限りでない。
 - 5 開示決定に基づき個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して 30 日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、第 3 項ただし書の規定を準用する。

【趣旨】

本条は、個人情報の開示の方法及び開示の実施の手続を定めたものである。

【解釈・運用】

1 第 1 項関係

- (1) 電磁的記録の開示方法については、開示請求者の便宜を考慮して、できるだけその要望に応えることが必要であるが、開示機器の普及状況を考慮する必要があるほか、部分開示への対応、電子データの保護等検討すべき課題も多くある。
このような問題に適切に対処し、きめ細やかな対応が可能となるよう、電磁的記録の開示方法は、実施機関が定めることとしたものである。
- (2) 「規則で定める方法」は、「花巻市個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）」に定められている。
- (3) 「行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき」とは、原本が貴重であつたり痛みが激しい等の理由により、そのまま閲覧等に供すると当該行政文書の保存に支障がある場合等をいう。
- (4) 「その他正当な理由があるとき」とは、次のような場合をいう。
 - ア 原本を事務事業に使用する必要があり、閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合
 - イ 第13条の規定により部分開示を行う場合

2 第 2 項関係

- (1) 開示を受ける者が申し出なければならない「開示の実施の方法その他の実施機関が定める事項」は、次の事項をいう。（規則第11条第 2 項参照）

ア 求める開示の実施の方法

イ 開示決定に係る個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

- (2) 開示請求書に、例えば、閲覧、写しの交付などのように、希望する開示の実施の方法が記載されているときは、別に申出がない限り、当該記載をもって、開示の実施の方法等に関する申出とみなすこととされている。（規則第11条第3項参照）

3 第3項関係

- (1) 開示の実施の申出について期間制限を設けたのは、これを設けないと、いつまでも事案の処理が完結しない事態が生じ得ること。また、開示決定は当該決定を行う時点における判断にすぎず、期間の経過により非開示情報該当性は変化する可能性があることから、いつまでも、過去の判断が適切であるとはいえないことを考慮したものである。
- (2) この項に定める期間を経過したときは、開示決定を受けた者であっても、再度、開示請求をする必要がある。

4 第4項関係

- (1) 個人情報の開示は、本人等に対してのみ行われるものであることから、開示を実施するときには、本人であることの確認を厳格に行うこととしたものである。確認の方法は、開示請求をするときの本人確認の方法と同様である。

(2) 「ただし書」について

個人情報記録された行政文書の写し等を送付により開示する場合には、本人であることの確認は事実上不可能であるので、これを行わないこととしたものである。

なお、送付による開示については、送付の過程での送付物の紛失又や誤配若しくは同居者による開封等の危険性が皆無ではないことから、個人情報の開示は、開示窓口において行うことを原則としているが、開示請求者が遠隔地に居住している場合などの請求者の時間的、経済的負担にも配慮する必要があることから、開示請求者が送付に伴うこのような危険性を承知した上で送付を希望する場合には、これを容認することとしたものである。

5 第5項関係

開示決定に係る個人情報記録された行政文書について、例えば、まず閲覧してから写しの交付を受けるかどうか判断したいという場合や行政文書が大量な場合に、一部分について写しの交付を受けてから残りの部分についての写しの交付を受けるかどうか判断したいという場合などに、開示請求者の利便を図るため、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、複数回の開示を認めることとしたものである。

【規則】（抜粋）

（電磁的記録の開示の実施の方法等）

第10条 条例第22条第1項の規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、実施機関が保有する電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付
2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、実施機関が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの閲覧又は写しの交付

【事務取扱】（個人情報保護事務取扱要綱第4第7項 開示の実施等）

(1) 開示の方法

ア 文書又は図画の開示の方法

(ア) 閲覧の方法

原則として、原本を閲覧に供するものとする。ただし、原本を閲覧に供することにより、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、日常業務に使用している台帳等を提示する場合で提示することにより日常業務に支障をきたすとき、又は部分開示を行う場合その他正当な理由があるときは、原本を複製したものを閲覧に供するものとする。なお、この場合は、複製に要する費用は求めないものとする。

(イ) 写しの作成及び交付の方法

- a 行政文書の原本又はそれを複製したものについて、乾式複写機により作成した写しを交付することにより行うものとし、写しの用紙の大きさは、日本工業規格A列3番、B列4番、A列4番又はB列5番とする。この場合、写しの作成は、原則として担当課等の職員が行うものとする。
- b 行政文書の写しは、原則として白黒で作成するものとするが、カラーの地図、図面等については、カラーコピー機により作成した写しを交付することができるものとする。この場合は、あらかじめ開示請求者の意向を確認する。
- c 乾式複写機による複製が困難な場合は、業者に委託するなどの方法により写しを作成するものとする。なお、日本工業規格A列3番よりも大きな規格の文書等を複製できる複写機がある担当課等は、これを使用して写しを作成することができるものとする。
- d 著作権法（昭和45年法律第48号）により複製を禁じられているものについては、写しの交付ができないので注意すること。

(ウ) 部分開示の方法

- a 開示部分と非開示部分がページ単位で区分できる場合
非開示部分をクリップで挟み閉ざしたもの、非開示部分を袋で覆ったもの等により開示する。
- b 開示部分と非開示部分が同一ページにある場合
非開示部分を黒色の遮へい物で覆って複製したもの、該当ページを複製したうえで非開示部分を黒インク等で塗りつぶし、再度複製したもの等により開示する。

イ 電磁的記録の開示の方法

(7) 閲覧若しくは視聴による方法

磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、担当課等が保有する電子計算機その他の機器を用いて閲覧又は視聴することができるものについては、当該方法により行うものとする。ただし、閲覧又は視聴により原本が破損するおそれがあるとき、又は日常業務に支障をきたすときは、複製物により行うことができるものとする。

(イ) 複製物の交付による方法

磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、担当課等が保有する電子計算機その他の機器を用いてその複製物の作成が可能なものについては、当該複製物を交付するものとする。なお、複製物の交付媒体については、開示請求者の希望を聴取のうえ決定するものとする。

(ウ) 部分開示の方法

同一の磁気テープ等に非開示情報が含まれている場合であって、その非開示情報が記録されている部分とその他の部分が容易に区分でき、非開示情報の部分を＊などの記号等に置き換えし、又は削除することが技術的に容易である場合は、原本を複製したものについてその処理を行ったうえで、閲覧若しくは視聴又は複製物の交付を行うものとする。

なお、技術的に分離することが容易でない場合には、当該方法による開示は行わず、紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付の方法により対応するものとする。

(エ) 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付による方法

磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、担当課等が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるものについては、紙その他これらに類するものに印字し、又は印画したものを閲覧に供し、又はその写しを交付するものとする。

この場合の紙等に印字し、又は印画したものの閲覧及び写しの交付については、文書又は図画の場合と同様に行うものとする。

(2) 開示の実施の方法等の申出

ア 担当課等は、開示決定を行った場合は、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書に、個人情報開示方法等申出書（規則様式第12号）を添付のうえ開示決定を受けた者に送付し、指定した月日までに開示の実施の方法等について申出を求めるものとする。

イ 担当課等は、個人情報開示方法等申出書により申出があった場合は、当該申出に係る開示の実施の方法等を決定し、当該申出をした者に対し、その旨を個人情報開示方法等決定通知書（規則様式第13号）により通知するものとする。

ウ 開示請求者が開示請求書に、求める開示の実施の方法を記載している場合で、別に申出がないときは、当該記載をもって開示の実施の方法等についての申出とみなされるものである。この場合においては、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書による通知をもって足りることから、個人情報開示方法等決定通知書による通知は要しないものである。

エ 開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、最初に開示を受けた日から起

算して30日以内に限り、更に開示を受けることを申し出ること（条例第22条第5項。以下「再開示の申出」という。）ができるが、この場合は、個人情報再開示申出書（規則様式第14号）の提出を求め、個人情報開示方法等決定通知書により通知するものとする。

(3) 開示の実施

ア 開示を実施する日時及び場所

個人情報の開示は、開示請求に係る行政文書の写し等を郵送する場合を除き、開示決定通知書等によりあらかじめ指定した日時及び場所において行うものとする。

イ 開示の準備

(ア) 担当課等は、開示の指定時刻までに、開示を実施する場所へ開示請求に係る個人情報記録された行政文書を搬入し、待機するものとする。

(イ) 担当課等は、破損等のおそれがあるなどの理由により、原本を複製したものを開示する場合は、あらかじめ当該行政文書の写しを準備するものとする。

ウ 本人等の確認

担当課等は、開示を実施する場所に来庁した者に対して開示決定通知書等の提示を求めるとともに、2(5)アの手続きに準じて開示請求者本人であること、開示請求のあった個人情報の内容の確認を行うものとする。

エ 個人情報記録された行政文書の閲覧又は視聴の実施

担当課等は、個人情報記録された行政文書を提示し、又は閲覧若しくは視聴のための機器を操作し、開示請求者の求めに応じて当該行政文書の内容等について説明するものとする。この場合において、個人情報窓口の職員は、閲覧又は視聴に立ち会わなければならないものとする。

なお、担当課等は、閲覧又は視聴の方法による行政文書の開示を受けた者が当該開示を受けた行政文書を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。（規則第10条第2項）

オ 行政文書の写し等の交付

(ア) 文書等の写し等の交付申込書の提出

行政文書の写し等を交付する場合は、開示請求者に対して、行政文書の写し等の交付申込書（様式第3号）の提出を求めるものとする。

ただし、口頭により申込みの内容を確認できる場合は、この限りでない。

(イ) 開示当日に行政文書の写し等の交付を求められた場合の取扱い

当初の開示の実施の方法の申出が閲覧又は視聴のみである場合であって、開示の当日に行政文書の写し等の交付を求められたときは、再開示の申出として取り扱い、個人情報再開示申出書の提出を求めるものとし、可能である場合は、その場で行政文書の写し等の交付を実施して差し支えないものとする。この場合、個人情報開示方法等決定通知書の通知は省略できるものとする。

カ 指定日以外の個人情報の開示の実施

決定通知をした後、開示を受ける者がやむを得ない事情により、あらかじめ指定した日時に個人情報の開示を受けることができない場合には、別の日時に個人情報の開示を実施することができるものとする。この場合、担当課等は、改めて開示決定通知書等及び個人情報開示方法等決定通知書を送付しないものとし、当初の決定通知の発議書等に変更した日時を記載するものとする。なお、日時を変

更した場合、担当課等は、その旨を総務課（担当課等が総合支所の所管区域内の担当課等である場合にあつては、総務課及び所管の総合支所地域振興課）に連絡するものとする。

(4) 郵送による写しの交付

担当課等は、郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、納入通知書を行政文書の写し等の交付を受ける者に送付し、当該行政文書の写し等の交付に要する費用及び郵送に要する費用を金融機関に納付させるものとする。

担当課等は、当該行政文書の写し等の交付に要する費用及び郵送に要する費用が納付されたことを確認したうえで、当該行政文書の写し等の交付を受ける者に対し、当該行政文書の写し等を送付するものとする。

(法令等による開示の実施との調整)

第23条 実施機関は、法令等（花巻市情報公開条例（平成18年花巻市条例第19号）を除く。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、法令等において開示請求者に対して一定の個人情報を開示する規定（一定の場合に開示しない旨の定めがないものに限る。）があり、その開示の方法が本条例の開示の方法と同一である場合には、本条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、本条例による開示を行わないこととしたものである。

ただし、特定個人情報については、番号制度においては、本人参加の権利の実質的な保障が重要であること（第11条第2項）から、本条を適用除外とし、本条例による開示と他の法令による開示が同一の方法であっても、本条例による開示請求を認めるものである。

【解釈・運用】

1 「開示請求者」には、第10条と同じく、本人のほか法定代理人及び任意代理人を含むものである。

2 法令等の規定の中には、開示の期間が定められているものがあるが、この場合には、当該期間内に限り、本条の調整措置の対象とするものである。なお、当該期間の前後については、全面的に本条例によることとなる。

3 法令等の規定に定める方法が第22条第1項本文に規定する開示の方法のいずれかと同一の方法である場合に限って、本条例では、当該同一の方法による開示をしないとするものである。したがって、法令等に閲覧のみが規定されている場合には、閲覧による開示については法令等によることとなり、例えば写しの交付のようにその他の方法による開示については、本条例によることとなる。

4 「一定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき」（第1項）とは、法令等の規定において、例えば、「……おそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」、「……がなければ、これを拒むことができない」とされている場合などであり、このように、一定の場合に開示をしない旨の定めがあるときは、本条の調整の対象とならないものである。

5 「（情報公開条例を除く。）」とは、本条例又は情報公開条例制度においても、自己に関する個人情報が記録された行政文書の開示請求を行うことができることを示したものである。ただし、情報公開条例第17条の「法令等」には、本条例が含まれることから、

本条例により個人情報記録されている行政文書の閲覧又は写しの交付が受けられる場合には、情報公開条例は適用されないこととなるため、自己に関する個人情報の開示を受けようとする者は、情報公開条例によらず本条例により開示請求をすることとなる。

- 6 「法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する」（第2項）とは、「縦覧」は、第22条第1項本文に開示の方法としては規定されていないが、個々人に行政文書の内容が明らかに分かるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることから、法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、この条例の閲覧とみなして、閲覧による開示はしないこととしたものである。

(開示請求等の特例)

第 24 条 実施機関が別に定める個人情報については、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により直ちに開示しなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の開示に当たり、その記録形態が定型的で開示に関する判断をあらかじめ一律に行っておくことができ、一定の時期に開示請求が集中するものについて、開示請求者の負担を軽減し、事務の効率的な運用を図るため、口頭により開示請求をすることができることを定めたものである。

【解釈・運用】

1 「実施機関が別に定める個人情報」（第 1 項）とは、次に掲げる要件を満たす個人情報の中から実施機関が定めるものをいう。

ア 開示に対する需要が高いもの

イ 一定の時期に開示請求が集中すると見込まれるもの

ウ 個人情報の記録形態が定型的で、開示に関する判断をあらかじめ一律に行っておくことができるもの

エ 実務上即時の開示に対応することが可能なもの

なお、実施機関が定めた個人情報の内容等については、規則等の規定により告示することとしている。

2 「第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる」（第 1 項）とは、開示請求書を提出することなく、口頭で開示請求をすることができる趣旨である。

なお、本条に基づいて口頭により開示請求をすることができる個人情報であっても、第 12 条第 1 項に規定する開示請求手続により開示請求をすることを妨げるものではない。

3 「第 17 条第 1 項の規定にかかわらず」（第 2 項）とは、本条に基づく開示請求に係る個人情報については、あらかじめ開示の判断がなされているので、開示決定等の手続きは行わないことをいう。

4 「実施機関が別に定める方法」（第 2 項）とは、規則等の規定による「閲覧又は口頭による開示」の方法としている。

(費用負担)

第25条 開示請求を行い、文書又は図画の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 開示請求を行い、電磁的記録の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の開示を受ける場合の費用の負担について定めたものである。

【解釈・運用】

1 第1項の「写しの交付に要する費用」及び第2項の「開示の実施に要する費用」は、規則等に定められている。

2 行政文書の写し、複製物及び行政文書を紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付を受ける者が送付を希望した場合は、当該送付に要する実費(郵送料等)の負担を求めるものとする。

【規則】(抜粋)

(費用負担の額)

第13条 条例第25条第1項の規定により文書又は図画の写しの交付を受ける者が負担しなければならない費用の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

区 分	金 額
1 乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのもので、白黒で複写したものに限る。以下同じ。)	片面1枚につき10円
2 1の項に掲げる写し以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

2 条例第25条第2項の規定により電磁的記録の開示を受ける者が負担しなければならない費用の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

区 分	金 額	
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したもの	1 乾式の複写機による写し	片面1枚につき10円
	2 1の項に掲げる写し以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額
磁気テープ等に複製した複製物の交付	当該複製物の作成に要する費用に相当する額	

【事務取扱】(個人情報保護事務取扱要綱第4第9項 費用徴収)

(1) 費用の額

ア 文書又は図画の写しの場合

乾式複写機により写しを作成した場合(日本工業規格A列3番までの大きさの

ものに限る。)白黒で作成したものは1枚につき10円(両面に複写した場合にあっては、20円)、カラーコピー機で複写したものは、1枚につき20円(両面に複写した場合にあっては1枚につき40円)、業者に委託するなどの方法により写しを作成した場合は委託等に要した費用に相当する額、担当課等が保有する日本工業規格A列3番より大きな規格の文書等を複写できる複写機により写しを作成した場合は当該写しの作成に要した費用に相当する額とする。

イ 電磁的記録の複製物の場合

電磁的記録の複製物を作成した場合、当該複製物の作成に要した費用に相当する額とする。

ウ 電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの場合

文書又は図画の写しの場合と同様とする。

エ 郵送に要する費用

開示を受ける者が行政文書の写し等について郵送を希望する場合は、別に郵送に要する費用の負担を求めるものとし、その額は、郵送に要する切手代に相当する額となる。

(2) 費用徴収の方法

ア 現金で徴収する場合

出納員又は現金取扱員が花巻市財務規則(平成18年花巻市規則第60号)の定めるところにより、現金で徴収するものとする。出納員は、現金の納付を受けたときは、行政文書の写し等の交付を受けた者に対し、複写料等領収票(様式第4号)を交付するものとする。

イ 納入通知票により徴収する場合

7(4)に定める取扱いによること。

ウ 送付に要する費用の特例的取扱い

行政文書の写し等の交付を受ける者から郵送に要する費用の額に相当する郵便切手が提出された場合には、当該郵便切手を使用することにより行政文書の写し等の郵送を行うこととして差し支えないものとする。

(3) 収入の歳入科目

行政文書の写し等の交付及び送付に要する費用に係る収入の歳入科目は、次のとおりとする。

(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 雑入

第3節 訂正

(訂正請求権)

第26条 何人も、行政文書に記録されている自己に関する個人情報（次に掲げるものに限る。第34条第1項において同じ。）について、事実に関する誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた個人情報

(2) 開示決定に係る個人情報であって、第23条第1項の法令等の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

【趣旨】

個人情報に誤りがあるまま放置される場合、誤った情報をもとに行政処分その他の行政行為等が行われ、当該個人が社会生活上の不利益を被り、又は権利利益が侵害されるおそれがある。

本条は、自己に関する個人情報に事実の誤りがあるとき、その訂正を請求することができることを明らかにするものであり、個人の権利利益を確実に保護するため、開示請求と同様に、条例上の権利として創設したものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

(1) 「何人も」とは、市民に限らず、外国人を含む全ての自然人をいう。

(2) 訂正請求の対象となる個人情報は、本条例の開示決定により開示を受けた自己に関する個人情報に限ることとしている。制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる個人情報を明確にし、手續の一貫性を確保するためである。

ア 「開示決定に基づき開示を受けた個人情報」とは、第17条第1項に規定する開示決定に基づき開示を受けた個人情報である。

イ 「開示決定に係る個人情報であつて、法令等の規定により開示を受けたもの」とは、第17条第1項に規定する開示決定に係る個人情報であつて、第23条第1項の規定に基づき法令等の規定により開示を受けたものである。

(3) 「事実」とは、例えば、氏名、住所、年齢、性別、家族構成、学歴、職歴、資格、数量、面積等の事実をいう。これらの情報は、その性質上、客観的な正誤の判定に適する性質のものであることから、「事実に関する誤り」に限って訂正請求をすることができることとしている。

したがって、個人に関する評価、判断、意見等のように客観的な正誤の判定になじまない情報は、本条例による訂正請求の対象とならない。

(4) 「誤り」とは、個人情報取扱事務の目的、内容、当該個人情報の意味等からみて、事実とされるべき個人情報と現実に記載されている個人情報が合致していないこと

をいう。

「誤り」の形態としては、単純な書き間違い、内容が不十分であるため読む者に誤解を生じさせる記載、電子計算機処理における入力ミス等がある。

- (5) 「訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)」とは、基本的には事実に合致していない個人情報を事実に合致させることをいい、事実に合致していない内容を事実に合致する内容に直すことのほか、記録が不備である場合の追加や余分である場合の削除を含むものである。ただし、より正確、詳細なものにするために追記したり、付記することを含むものではない。
- (6) 「当該個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手続が定められているとき」は、当該手続により訂正の目的を達成することができるので、当該法令等の定めるところによることとしたものである。
- (7) 本条の規定は、個人の自己情報の訂正請求に関する一般的な定めであり、個別事務の実施に当たって種々の根拠、理由、方法等により行われる個人情報の訂正を制限し、又は禁止するものではない。

むしろ、実施機関は、第8条第2項の規定により、個人情報の正確性及び最新性を確保することが義務づけられており、事実の誤りがある場合には、本項による訂正請求の有無にかかわらず、自主的に訂正するようにしなければならない。

2 第2項関係

未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人は、本人に代わって訂正請求をすることができることを定めたものである。

3 第3項関係

個人情報は、日々更新されたり、保存期間の満了により廃棄されることがあるため、制度の安定的な運用を図る観点から、訂正請求ができる期間を個人情報の開示を受けた日から90日以内に限ることとするものである。

(訂正請求の手續)

第 27 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所
- (2) 行政文書の名称その他の訂正請求に係る個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) その他規則で定める事項

2 訂正請求をする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、本人又はその法定代理人又は本人の委任による代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、訂正請求は、所定の事項を記載した書面を提出して行うべきものであることのほか、訂正請求者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

1 第 1 項関係

- (1) 「訂正請求に係る個人情報を特定するに足りる事項」とは、開示を受けた日と開示を受けた個人情報の内容で足りるが、訂正請求者がこれらを失念しているような場合には、個人情報取扱事務の名称又は内容、訂正請求に係る個人情報が記録された行政文書の名称など、実施機関の職員が、訂正を受けようとする個人情報を検索し、特定するために必要な情報を記載することとするものである。
- (2) 「訂正請求の趣旨」とは、「〇〇を△△に訂正することを求める。」のように、当該請求においてどのような訂正を求めるかについての簡潔な結論であり、「理由」は、それを裏付ける根拠である。

2 第 2 項関係

- (1) 「訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料」とは、行政文書に記録された個人情報の内容が事実と合致していないこと、又は訂正請求者の主張する内容の方が事実と合致していることを実施機関に確信させるような資料をいい、書類のほか、物品等が含まれる。

例えば、氏名、生年月日、住所、家族構成などは戸籍謄本等、資格については免許証や資格証明書等が考えられる。

- (2) 実施機関は、これらの資料をもとに、訂正を求める内容が事実と合致するかどうかを確認するため、事実関係の調査を行うことになる。

3 第 3 項関係

- (1) 訂正請求をする者が、訂正請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人、任意代理人であることを証明する書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならないことを定めたものである。
- (2) 訂正請求書に形式上の不備がある場合には、相当の期間を定めて、当該不備を補正するよう求めることができることを定めたものである。この場合において、実施機関は、補正の参考となる情報の提供に努めなければならない。

(個人情報の訂正義務)

第 28 条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

【趣旨】

本条は、訂正請求に対する実施機関の訂正義務を明らかにするものであり、実施機関は、訂正請求に係る個人情報について訂正権限がないときを除き、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「訂正請求に理由があると認めるとき」とは、実施機関による調査の結果、請求のとおりに個人情報が事実でないことが判明したときをいう。
- 2 「訂正をしなければならない」とは、実施機関は適法な訂正請求があった場合は、訂正請求に係る個人情報を訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、当該個人情報を訂正する義務を負うとの原則を定めたものである。
- 3 「個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内」とは、個人情報を取り扱う事務の目的に応じて、その達成に必要な範囲内で行う必要があることをいい、例えば、過去の一定の時点で収集した個人情報の内容が、現在では古くて正しくない場合であっても、収集した時点における事実を記録しておくことが目的である場合には、訂正を行う必要はないこととなる。

(訂正請求に対する措置)

第 29 条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、訂正請求に対して、個人情報の訂正をする又は訂正をしない旨の決定をし、請求者に通知しなければならないことを定めるものである。

【解釈・運用】

1 第 1 項関係

「訂正をするときは、その旨の決定をし」とは、訂正請求の趣旨に沿って当該個人情報を訂正する決定をいい、部分的に請求を認めて訂正する場合を含む。部分的に訂正する場合は、訂正しない部分の理由の提示が必要になる。

2 第 2 項関係

(1) 訂正請求に理由があると認められないとき、訂正請求に係る個人情報について実施機関に訂正する権限がないとき、事務の目的の範囲を超える場合は、訂正しない旨の決定を行うこととなる。

具体的には、次のような場合が該当する。

ア 訂正請求に係る個人情報に事実の誤りがないと認められた場合（必要な調査を行ったが、事実の誤りが確認できなかった場合を含む。）

イ 訂正請求に係る個人情報を保有していない場合

ウ 訂正請求に係る個人情報の内容が事実に関するものでない場合

エ 訂正請求に係る個人情報の訂正権限が実施機関にない場合

オ 第 27 条第 4 項に基づき補正を求めたが相当の期間を経過しても補正されない場合

なお、調査の結果判明した事実が、実際に記録されている内容とも、請求の内容とも異なるときは、訂正をしない旨の決定をすることとなる。ただし、必要な場合は、職権で訂正を行うようにすべきである。

(2) 「訂正」の方法は、個人情報の内容及び記録媒体に応じて適切な方法によることになるが、具体的には次のような方法が考えられる。

ア 誤っていた個人情報を完全に消去し、新たに記録する方法

イ 誤っていた個人情報の上に二本線を引き、余白部分に朱書き等で新たに記載する方法

ウ 個人情報に誤っていた事実及び正確な内容を別紙に記載し、添付する方法

(3) 実施機関は、訂正しない旨の決定を行った場合には、行政手続条例第 8 条第 1 項の規定により、十分な拒否理由の提示を行う必要があり、訂正請求に係る個人情報の内容に事実の誤りがないと判断した理由を具体的に明らかにしなければならない。

(訂正決定等の期限)

第 30 条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 27 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、訂正決定等を行うべき期限（訂正請求があった日から起算して30日）及び延長可能な期限（訂正請求があった日から起算して60日）を定めたものである。

【解釈・運用】

1 「訂正請求があった日」とは、第18条第1項の解釈と同義である。

2 やむを得ない理由により30日以内に決定ができない場合には、当該期間を訂正請求のあった日から起算して60日まで延長することができるが、延長する理由としては、第18条第2項の開示請求における延長の場合と同様の理由のほか、調査の内容が複雑で事実の確認に相当の期間を要する場合などが含まれる。

(訂正決定等の期限の特例)

第 31 条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

【趣旨】

本条は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときの訂正決定等の期限の特例を定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 訂正請求の事案によっては、事実関係の確認のための調査や訂正を行うか否かの判断を行うに当たって長期間を要する等の理由により、60日以内に訂正決定等を行うことが困難な場合もあり得ることから、このような場合は、相当の期間内に訂正決定等を行えば足りることとした。
- 2 「相当の期間」とは、実施機関が訂正決定等を行うに当たって必要とされる合理的な期間をいい、実施機関は、調査・判断等の困難性を考慮しつつ適切な期間を設定する必要がある。
- 3 実施機関は、この規定を適用するときは、訂正請求があった日から起算して30日（補正に要した期間を除く。）以内に、訂正請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由並びに訂正決定等をする期限について書面により通知しなければならない。

(事案の移送)

第 32 条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報第 20 条第 3 項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議のうえ、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 29 条第 1 項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、事案の移送につき、その要件、手続、効果を定めるものである。

情報提供等記録に係る訂正請求については、開示請求の場合と同様に本条の規定は適用されない。

【解釈・運用】

1 「訂正請求に係る個人情報第 20 条第 3 項の規定に基づく開示に係るものであるとき」（第 1 項）とは、訂正請求に係る個人情報が、他の実施機関に移送して開示されたものであるときをいう。

2 「その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」（第 1 項）とは、訂正請求に係る個人情報の重要な部分が、他の実施機関の事務、事業に係るものである場合などで、当該他の実施機関のほうで訂正するか否かの判断をより的確に行うことができる場合をいう。

3 事案の移送は、実施機関相互の協議が整った場合に限り可能とするものであり、これが整わない場合は、開示請求を受けた実施機関が処理することとなる。（第 1 項）

4 この移送措置は、行政機関等内部の問題であり、訂正決定等を行わなければならない期間の計算については、当初の訂正請求があった日から起算する。（第 2 項）

5 訂正請求に係る個人情報の訂正の実施は、当該個人情報を保有している実施機関が行う必要があるため、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関が訂正を行うことを明確にするものである。（第 3 項）

(個人情報の提供先への通知)

第 33 条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報(情報提供等記録を除く。)の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。【下線部未施行】

【趣旨】

訂正請求制度は、個人に関する誤った情報をもとに行政処分その他の行政行為等が行われ、当該個人の権利利益が侵害されることを防ぐことを目的とするものであることから、当該個人情報を第三者等に提供しており、その提供先において誤った個人情報が利用されることを予見することができる場合には、個人の権利利益を保護するため、提供先に対し訂正の実施をした旨を通知することとするものである。

【解釈・運用】

- 1 訂正を実施した場合には、誤った個人情報が利用されないように提供先に対して通知する必要があるが、提供先において、既に当該個人情報を利用していないことが明らかなる場合にまで通知をする必要はないので、「必要があると認めるとき」に通知をすることとするものである。
- 2 必要があるかどうかは、提供に係る個人情報の内容や提供先における利用目的、利用状況等を勘案して個別に判断することとなる。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第33条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めたときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。【未施行】

【趣旨】

前条における趣旨と同様に、個人情報権利利益を保護するため、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者に対し訂正の実施をした旨を通知することとしたものである。

【解釈・運用】

1 情報提供等記録の情報は、他の実施機関から提供を受けるものではないが、記録事項が誤っていた場合には、当該情報提供等記録と同一の情報提供等記録を有する者(情報照会者又は情報提供者及び情報提供ネットワークシステム上の情報提供等記録を保有する総務大臣)へ通知する必要があることからその旨を規定するものである。

第4節 利用停止

(利用停止請求権)

第34条 何人も、行政文書に記録されている自己に関する個人情報（特定個人情報を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第5条の規定に違反して収集されたとき、第6条第1項の規定に違反して利用されているとき、又は第8条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第6条又は第7条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

【趣旨】

本条は、自己に関する個人情報が第5条（収集の制限）、第6条（利用及び提供の制限）、第7条（オンライン結合による提供の制限）及び第8条第3項（適正管理）の各規定に違反して利用、提供又は保有されているときは、当該個人情報の利用停止を請求することができることを明らかにするものであり、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を確実に保護するため、開示請求、訂正請求と同様に、条例上の権利として創設したものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

(1) 「何人も」とは、市民に限らず、外国人を含む全ての自然人をいう。

(2) 利用停止請求の対象となる個人情報は、訂正請求と同様に本条例の開示決定により開示を受けた自己に関する個人情報に限ることとしている。（第26条第1項）

(3) 「第5条の規定に違反して収集されたとき」とは、次のような場合である。

ア 収集目的を明らかにしないで個人情報を収集した場合（第5条第1項）

イ 個人情報を取り扱う事務の目的達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集した場合（第5条第1項）

ウ 個人情報の収集が、収集方法について規定している個別法令その他に照らして違法に行われた場合（第5条第1項）

エ 個人情報取扱事務登録簿への登録など収集を開始するに当たっての手續を適正に履行しなかった場合（第5条第1項）

オ 適用除外として定められていない方法により、個人情報を本人以外から収集した場合（第5条第2項）

カ いわゆるセンシティブ情報を、法令等の規定に基づくなど適用除外に該当する場合以外に収集した場合（第5条第3項）

(4) 「第6条第1項の規定に違反して利用されているとき」とは、適用除外として定め

られていない方法により、個人情報をも目的外に利用している場合である。

- (5) 「第 8 条第 3 項の規定に違反して保有されているとき」とは、個人情報記録されている行政文書の保存期間が満了したもの又は事務を遂行する上で使用する必要がなくなったものを保有しているときをいう。
- (6) 「利用の停止」とは、利用をやめることであり、「消去」とは、当該個人情報を記録媒体から消し去ることをいい、当該個人情報を黒塗りする、電磁的記録から完全に消去する、当該個人情報が記録された行政文書を廃棄又は焼却するなどがある。
- 訂正請求における「削除」と異なるのは、誤っている部分のみを消すのが「削除」であり、正しい内容であっても、違法な取扱いをした部分については消し去るのが、「消去」である。
- (7) 「第 6 条又は第 7 条の規定に違反して提供されているとき」とは、次のような場合である。
- ア 適用除外として定められている事項に該当しないのに、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために提供している場合（第 6 条第 1 項）
 - イ 実施機関以外のもに個人情報を提供する場合に、提供を受けるものに対して使用目的又は使用方法について必要な制限を付さず、又は適切な取扱いのために必要な措置を講じることを求めなかった場合（第 6 条第 2 項）
 - ウ 適用除外として定められている事項に該当しないのに、個人情報をオンライン結合により実施機関以外の者に提供している場合（第 7 条）
- (8) 「提供の停止」とは、爾後の提供を停止することをいう。既に提供した個人情報の回収まで求めるものではない。
- (9) 「当該個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているとき」は、当該手續により利用停止の目的を達成することができるので、当該法令等の定めるところによることとしたものである。
- (10) 利用停止請求の及ぶ範囲は、請求のあった当該個人の記録についてのみであり、実施機関はその限りにおいて利用停止の義務を負うことになるが、同様の違法な取扱いが他の個人についても行われているときは、制度違反の状態が生じていることから、制度遵守の義務を有する実施機関は、他の個人情報についても自主的に利用停止の措置を講じるものとする。

2 第 2 項関係

未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができることを定めたものである。

3 第 3 項関係

訂正請求と同様、制度の円滑な運営と個人の権利利益の保護との調和等を図る観点から、請求を行うことができる期間を個人情報の開示を受けた日から 90 日以内とするとしている。

第 34 条の 2 [特定個人情報の利用停止請求権]

第 34 条の 2 何人も、行政文書に記録されている自己に関する特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第 5 条の規定に違反して収集されたとき、第 6 条の 2 第 1 項の規定に違反して利用されているとき、第 8 条第 3 項の規定に違反して保有されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 6 条の 3 の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止請求をすることができる。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から起算して 90 日以内にしなければならない。

【趣旨】

本条は、特定個人情報の利用停止請求の要件が、通常の個人情報とは異なることから、特定個人情報の利用停止請求権について、別に定めたものである。

本条も、番号利用法第 32 条において、番号利用法等の趣旨を踏まえ地方公共団体が定めることとされた必要な措置の 1 つであり、番号利用法による読み替え後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の相当規定による取扱いと同様としたものである。

【解釈・運用】

1 第 1 項関係

(1) 「何人も」、「第 8 条第 3 項の規定に違反して保有されているとき」、「利用の停止」、「消去」、「提供の停止」、とは、第 34 条と同義である。

(2) 利用停止請求の対象となる特定個人情報は、訂正請求と同様に本条例の開示決定により開示を受けた自己に関する特定個人情報に限ることとしている。

(3) 「第 6 条の 2 第 1 項の規定に違反して利用されているとき」とは、同条に規定する目的外に利用できる場合以外に、特定個人情報を利用している場合である。

(4) 「番号利用法第 20 条の規定に違反して収集されているとき」

番号利用法に規定されている特定個人情報の収集については、当然、法律が優先することから、本条例には規定していないが、番号利用法の規定に反している場合には、本条例による利用停止請求ができることとするものである。

(5) 「保管」

番号法による読み替え後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の相当規定による取扱いと同様となるよう、同法の規定と同じにしたものであり、「保有」と明確な区別があるものではない。

(6) 「利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているとき」は、当該手續により利用停止の目的を達成することができるので、当該法令等の定めるところによることとしたものである。

(7) 利用停止請求の及ぶ範囲は、請求のあった当該個人の記録についてのみであり、実施機関はその限りにおいて利用停止の義務を負うことになるが、同様の違法な取扱いが他

の個人についても行われているときは、制度違反の状態が生じていることから、制度遵守の義務を有する実施機関は、他の個人情報についても自主的に利用停止の措置を講じるものとする。

2 第2項関係

未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができることを定めたものである。

3 第3項関係

訂正請求と同様、制度の円滑な運営と個人の権利利益の保護との調和等を図る観点から、請求を行うことができる期間を特定個人情報の開示を受けた日から90日以内とすることとしている。

(利用停止請求の手續)

第 35 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所
- (2) 行政文書の名称その他の利用停止請求に係る個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) その他規則で定める事項

2 利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、本人又はその法定代理人（特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

【趣旨】

本条は、利用停止請求は、所定の事項を記載した書面を提出して行うべきものであることその他利用停止請求の手續を定めたものである。

【解釈・運用】

1 第 1 項関係

(1) 「利用停止請求に係る個人情報を特定するに足りる事項」とは、開示を受けた日と開示を受けた個人情報の内容で足りるが、利用停止請求者がこれらを失念しているような場合には、個人情報取扱事務の名称又は内容、利用停止請求に係る個人情報が記録された行政文書の名称など、実施機関の職員が、当該個人情報を検索し、特定するために必要な情報を記載することとするものである。

(2) 「利用停止請求の趣旨」とは、「〇〇の利用の停止を求める。」、「△△の消去を求める」又は「□□の提供の停止を求める」のように、当該請求においてどのような措置を求めるかについての簡潔な結論であり、「理由」は、それを裏付ける根拠である。

2 第 2 項関係

利用停止請求をする者が、利用停止請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証明する書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならないことを定めたものである。

3 第 3 項関係

利用停止請求書に形式上の不備がある場合には、相当の期間を定めて、当該不備を補正するよう求めることができることを定めたものである。

(個人情報の利用停止義務)

第36条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、利用停止請求に対する実施機関の利用停止義務を明らかにするものであり、実施機関は、利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該個人情報の利用停止をしなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、実施機関による調査の結果、第34条第1項第1号及び第2号並びに第34条の2第1項第1号及び第2号に定める違反の事実があると実施機関が認めるときである。
- 2 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第34条第1項第1号若しくは第2号又は第34条の2第1項第1号若しくは第2号に該当する違反状態を是正することを意味する。
「必要な限度」とは、違反状態を是正することができる範囲内という意味である。
例えば、利用停止請求に係る個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。
また、例えば、個人情報の目的外の利用を理由として消去を求められた場合に、これを消去すると、本来の目的のための利用ができなくなることから、目的外の利用の停止をすれば足りるものである。
- 3 「当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」とは、利用停止請求に理由があると認められる場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益とを比較衡量した結果、後者が優先すると判断される場合である。
「事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」とは、単に事務上の支障があるだけでは足りず、利用停止をすることにより事務の目的が達成されなくなってしまう場合など、利用停止を行わないことが社会通念上正当であると客観的に判断される場合をいう。
- 4 利用停止請求は、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた個人情報それ自体であり、当該情報に基づい

てなされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

(利用停止請求に対する措置)

第 37 条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、利用停止請求に対して、個人情報の利用停止をする又は利用停止をしない旨の決定をし、請求者に通知しなければならないことを定めるものである。

【解釈・運用】

1 第 1 項関係

「利用停止をするときは、その旨の決定をし」とは、利用停止請求の趣旨に沿って当該個人情報の利用停止をする決定をいい、一部を利用停止する場合を含む。部分的に訂正する場合は、利用停止しない部分の理由の提示が必要になる。

また、目的外の利用を理由とする個人情報の消去の請求に対して、当該目的外の利用の停止を行う場合も、本項の利用停止決定に含まれる。このような場合も、消去でなく利用停止を行った理由の提示及び不服申立ての教示が必要になる。

2 第 2 項関係

「利用停止をしないとき」には、利用停止請求に理由があると認められないため、利用停止をしない場合のほか、「当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」に該当するため利用停止をしない場合も含む。

3 実施機関は、利用停止しない旨の決定を行った場合には、行政手続条例第 8 条第 1 項の規定により、十分な拒否理由の提示を行う必要があり、利用停止を行わない理由を具体的に明らかにしなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第 38 条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 35 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、利用停止決定等を行うべき期限（利用停止請求があった日から起算して30日）及び延長可能な期限（利用停止請求があった日から起算して60日）とともに、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときの期限の特例を定めるものである。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 39 条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

【趣旨】

本条は、利用停止決定等を行うべき期限（利用停止請求があった日から起算して30日）を超え、決定に特に長期間を要すると認めた場合に、相当の期間内に決定を行えば足りること、又、その場合、実施機関は相当の期間内に利用停止請求者に対し、書面による通知を行うよう定めるものである。

第5節 不服申立て

(審査会への諮問等)

第40条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 不服申立ての全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 不服申立ての全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに、当該不服申立てについての裁決をしなければならない。この場合において、当該裁決は、不服申立てを受理した日から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。

3 第1項の不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、開示、訂正若しくは利用停止の決定又は開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る不作為に対する不服申立てがあったときは、原則として、個人情報保護審査会に諮問すべきこと、実施機関は、審査会からの答申を尊重して裁決を行い、当該裁決は90日以内に行うよう努めなければならないことを定めたものである。

また、第3項においては、行政不服審査法第9条第1項本文の規定の適用を除外し、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項本文に規定する審理手続を行う者（審理員）による審理ではなく、個人情報保護審査会で審理することとするものである。

【解釈・運用】

- 1 「不服申立てがあったとき」とは、部分開示決定若しくは非開示決定、訂正しない旨の決定若しくは利用停止しない旨の決定があった場合又は開示、訂正若しくは利用停止の請求に対しそれぞれの決定期限内（期限を延長した場合は延長期間満了日まで）に決定がなされなかった場合に、請求者が不服申立てを行ったときのほか、個人情報が開示されることによりその権利利益が害されることとなる第三者が不服申立てを行ったときをいう。
- 2 「不服申立てが不適法であり、却下するとき」（第1号）とは、不服申立てが、不服申立期間（決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月日以内）経過後にな

されたときや、不服申立てをすることができない者からなされたときなどのように要件不備により却下するときをいう。

(諮問をした旨の通知)

第 41 条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、諮問をした実施機関に対し、審査会に諮問した旨を不服申立人等の関係者に通知することを義務づけたものである。

【解釈・運用】

- 1 通知すべき相手方の範囲は、不服審査手続に既に関与している不服申立人及び参加人のほか、参加人となりうる事が明らかな利害関係者（開示請求者、訂正請求者、利用停止請求者又は反対意見書を提出している第三者）である。
- 2 「参加人」とは、実施機関の裁決に利害関係を有するものであって、不服申立てに係る審査手続に参加するものをいう。
- 3 本条の通知を実施機関に行わせることとしているのは、不服申立人等にとって、意見書提出等の準備の都合上、できる限り早い段階で通知されることが望ましく、また、審査会にとっても、その方が速やかに調査審議を進められることによるものである。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第 42 条 第 21 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、第三者に関する情報が含まれている個人情報の開示決定等に対する不服申立てについて、第三者からの不服申立てを却下若しくは棄却する場合又は非開示決定を変更して当該個人情報を開示する場合に、当該第三者に訴訟提起の機会を確保するためのものである。

【解釈・運用】

1 一度個人情報が開示されると、当該個人情報に自己に関する情報が含まれている者にとって回復不可能な損害が生ずるおそれがある。このため、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示するに当たっては、事前に、当該第三者に十分な手続的保護が与えられる必要がある。

このため、開示決定等を行うに当たっては、第三者に意見書提出の機会を与え、反対意見書が提出されたときは、開示決定の日と開示実施の日との間に2週間以上置き、第三者が訴訟等を行う機会を確保することとしている。（第21条第3項）

2 一方、非開示決定が行われたときは、その時点では第三者の権利利益を害するおそれはないが、当該非開示決定に対する不服申立てが行われた結果、裁決で当該非開示決定が変更され、個人情報を開示することとなる場合には、開示決定を行う場合と同様に、第三者の事前の手続的保護を図る必要がある。

また、開示決定に対して、第三者がその取消を求める不服申立てを提起した場合において、不服申立てを却下し、又は棄却するときは、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保する必要がある。

3 このため、これらの場合については、不服申立てに対する裁決の日と開示の実施の日との間に2週間以上置き、第三者が訴訟を提起する機会を確保することとしたものである。（条文上は、第21条第3項を準用することとしている。）

4 なお、不服申立てが行われた結果、非開示決定が取り消された場合には、原処分庁は、当該裁決の趣旨に沿って開示決定を行うこととなる。この場合においては、当該開示決定は第17条に基づくものであり、第21条第3項が適用されることから、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に2週間以上を置かなければならないことに注意すること。

第3章 花巻市個人情報保護審査会

(設置)

第43条 実施機関の諮問に応じ、第5条第2項第9号及び第3項、第6条第1項第8号、第7条第2項並びに第40条第1項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するため、花巻市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、この条例の実施に関し実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第44条 審査会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第45条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第46条 審査会は、市長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、第40条第1項の規定による諮問のあった日から起算して60日以内に答申するよう努めるものとする。

【趣旨】

1 第43条は、個人情報保護審査会の設置の根拠規定であると同時に、その所掌事務を定めたものである。

2 第44条から第46条までは、審査会の組織、委員、会長及び会議について定めたものである。

【解釈・運用】

1 第43条関係

(1) 「実施機関の諮問に応じ」（第1項）とは、全ての実施機関の諮問に応じるということである。審査会は、市長の附属機関として設置するものであるが、市長以外の全ての実施機関の諮問に応じ調査審議するものである。

(2) 「前項の規定による調査審議を行うほか、この条例の実施に関し実施機関に意見を

述べることができる」(第2項)とは、条例の実施に関し意見を述べるのは基本的には審議会の権限であるが、審査会においても、不服申立てに係る調査審議を通じてその必要性が認められる範囲で、実施機関に対して、個人情報保護制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善等に関して意見を述べることを定めたものである。

2 第44条関係

第4項は、附属機関の委員には、法令上、守秘義務の制限について定めた明文の規定がないことから、審査会の機能にかんがみ、審査会の委員に対し、守秘義務の制限を課すことを条例上定めたものである。

(審査会の調査権限)

第 47 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報記録された行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第 48 条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第 49 条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第 50 条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 47 条第 1 項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第 48 条第 1 項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第 51 条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第 52 条 第 40 条第 1 項の規定による諮問に応じて審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

【趣旨】

1 第 47 条は、審査会が審査のために必要な調査を行うことができる旨を定めたものである。

- 2 第48条は、不服申立人等の審査会に対する口頭による意見陳述について定めたものである。
- 3 第49条は、不服申立人等は審査会に対し、意見書又は資料を提出することができることを定めたものである。
- 4 第50条は、合議体を構成する一部の委員により、調査、意見陳述の聴取等ができることを定めたものである。
- 5 第51条は、不服申立人等は審査会に提出された資料等の閲覧を求めることができることを定めたものである。
- 6 第52条は、審査会の不服申立てに係る調査審議の手続を非公開とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

1 第48条関係

- (1) この章に定める審査会の調査審議の手続は、行政不服審査法の定める手続に付加されるものであることから、不服申立人及び参加人は、本条に基づき審査会に対し口頭で意見を述べること、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき審査庁に対し口頭で意見を述べるもののいずれか又は両方を選択することができるものである。
- (2) 不服申立人等の意見を全面的に認めるとき、同一の個人情報の開示、非開示等の判断の先例が確立しているときなど、改めて当該不服申立人等から意見を聴く必要がないと認められる場合は、審査会は、当該事件の迅速な解決と審査会全体の調査審議の効率性確保のため、これを聴かずに答申することができる。
- (3) 「補佐人」（第2項）とは、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第3項に規定されている補佐人と同趣旨であり、不服申立事案についての専門的知識をもって不服申立人又は参加人を援助することができる第三者をいい、不服申立人又は参加人の発言機関としての立場から事実上又は法律上の陳述を行う者である。具体的には、不服申立人又は参加人が言語に障害を有する者や外国人である場合にその者の陳述を補佐する者であるとか、不服申立人又は参加人が法人である場合の会計等の具体的な事務担当者などが該当する。

2 第49条関係

「相当の期間」とは、意見書又は資料を準備し、提出するために社会通念上必要と考えられる期間である。

3 第51条関係

「正当な理由」（第1項）とは、第三者の個人的秘密及び行政上の秘密で不服申立人等に知られないことにつき客観的に正当な利益がある場合をいう。

4 第52条関係

審査会の不服申立てに係る調査審議の手續は、不服申立てに係る決定の適否について行われるものであり、公開すると、個人情報公になりかねないことから、非公開とするものである。

なお、不服申立てに係る調査審議以外の会議は、原則的に公開されるものである。

(答申書の送付等)

第53条 審査会は、第40条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第54条 審査会の庶務は、総合政策部において処理する。

(会長への委任)

第55条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

【趣旨】

- 1 第53条は、審査会が答申したときは、不服申立人及び参加人へ答申書の写しを送付すること及び答申の内容を一般に公表すべきことを定めたものである。
- 2 第54条は、審査会の庶務について定めたものである。
- 3 第55条は、審査会の運営に関し必要な事項についての会長への委任について定めたものである。

【解釈・運用】

第53条関係

公表するものを「答申の内容」としたのは、答申書には、不服申立人の氏名等、一般に公表することが適当でない部分が含まれていることがありうることを考慮したためである。

第4章 雑則

(適用除外)

第56条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
 - (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
 - (3) 花巻市立図書館その他の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報
- 2 第2章第2節から第5節までの規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しない。

【趣旨】

本条は、統計法等に係る個人情報については、本条例の規定を適用しないこと、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定の適用を受けない個人情報については、第2章（第1節を除く。）の規定を適用しないことを定めたものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

- (1) 統計法に基づく統計調査等に係る個人情報については、統計処理され、個人が識別されない形で使用されることが前提とされているとともに、統計法においては、秘密保持、目的外使用の禁止、適正な管理等の所要の保護措置が講じられていることから、本条例の規定を適用しないこととしたものである。
- (2) 「次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない」とは、本項各号に掲げる個人情報については、現に実施機関が保有している間はもとより、収集の段階においても適用しないことをいう。
- (3) 「統計法第2条第6項に規定する基幹統計調査」とは、国勢統計調査、国民経済計算及びその他国が行う重要な統計調査をいう。（国勢調査、家計調査、農林業センサス等）

また、「統計法第2条第7項に規定する一般統計調査」とは、国が行う基幹統計調査以外の調査をいう。（住民基本台帳人口移動報告、消費動向調査等）

「同法第52条第1項に規定する個人情報」とは、基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報をいう。

- (4) 「統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査」とは、地方公共団体が行う統計調査をいう。（生産動態統計調査、法人企業経済調査等）

2 第2項関係

本項は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定（開示、訂正及び利用停止）の適用を受けない個人情報については、本条例において、開示、訂正、利用停止及び是正申出の規定を適用しないこととするものである。

これに該当する個人情報とは次のとおりである。

(1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第45条第1項に規定する個人情報

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(適用除外等)

第45条 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更正緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

これらの個人情報を開示請求等の対象とすると、例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定され、前科等を有するものの社会復帰や更正を阻害するおそれがあることから、適用を除外するものである。

(2) 個別法令に規定する個人情報

個別法令において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定の適用を除外しているものは、次のとおりである。

ア 登記簿、特許原簿等

登記、特許手続その他の専ら私人間の取引の安全等を図り、私法上の権利を保護するために、公に表示し又は証明する制度における公簿等の謄本・抄本の交付又は閲覧手続は、一般的な開示とは異なる独自の完結した体系的な開示制度であること、また、この条例により認証のない写しの交付等を認めることは、それぞれの制度の趣旨を損なうおそれがあることから、開示、訂正、利用停止等の規定を適用しないこととするものである。

具体的には、不動産登記法、戸籍法、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律、債権譲渡登記令、後見登記等に関する法律、同政令、著作権法、漁業法、漁業登録令、種苗法、鉱業法、鉱業登録令、特許法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律等において、それぞれ適用を除外する個人情報について規定している。

(苦情の申出の処理)

第 57 条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関し苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関する苦情に対して、必要な措置を講じることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「苦情」は、実施機関が現に保有している個人情報の取扱い全般にわたり、また、その申出者について制限はないものである。
- 2 苦情の申出は、書面でも口頭でもよく、その形式は問わないものである。
- 3 「適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。」とは、苦情の趣旨、内容に即して、必要な調査、検討等を行い、問題が適切かつ迅速に解決されるよう対応しなければならないことをいう。

(実施状況の公表)

第 58 条 市長は、毎年度、この条例の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の実施状況に関し、市民等への公表の責務を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「概要」とは、各実施機関における条例の実施状況そのものでなく、これを市民にわかりやすく整理、解説したものを意味する。
- 2 公表事項としては、次の事項を、公表方法としては、掲示板での告示、市広報誌への登載、インターネットの市のホームページへの掲載等を指す。
 - ア 個人情報取扱事務の登録件数
 - イ 開示、訂正及び利用停止の請求件数及びその決定状況
 - ウ 不服申立ての件数及びその概要
 - エ その他必要な事項

(出資法人)

第59条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、規則で定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、当該法人の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

市が出資する法人のうち、事業内容が市行政と密接な関連を有し、市行政の補完的、代行的な機能を果たしている法人については、市に準じた公共性を有し、個人情報の取扱いについてその社会的責任を十分果たすことに対する市民の期待も大きい。

本条は、出資法人のうち実施機関が定める法人は、一般の事業者以上に個人情報の重要性を認識し、実施機関に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、規則で定めるもの」とは、次のものとしている。

【規則】

(出資法人)

第28条 条例第59条の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 一般財団法人花巻市体育協会
- (2) 一般社団法人花巻農業振興公社
- (3) 株式会社東和町総合サービス公社
- (4) 株式会社とうわ地域資源開発公社
- (5) 株式会社土澤まちづくり会社

- 2 「この条例の趣旨にのっとり」とは、出資法人は、独立した団体であり、事業内容も様々であることから、本条例を一律に適用することは適当ではないが、保護対策を講じる際には、本条例の規定に基づき実施機関が講じる措置に準じることを求めるものである。

- 3 「必要な措置」とは、独自に個人情報の保護に関する規程を設けることや職員に対する研修等を行うことなどをいう。

(委任)

第 60 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

この条例を実施するに当たっての必要な事項は、市長が別に定めることとしたものである。

第5章 罰則

第61条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第2項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書（個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限る。）（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

第61条から第64条までの規定は、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護する本条例の目的をより一層実効性のあるものとして担保するとともに、市に対する市民等の信頼を確保するため、個人情報の取扱いについて一定の義務違反を行った者に対して罰則を科すこととするものである。

本条は、実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書のうち、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを提供した場合の罰則を定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 「実施機関の職員」とは、第2条第3号の解釈と同義であり、「第10条第2項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者」とは、第10条第3項の解釈と同義である。
- 2 本条の罪は、「正当な理由がないのに」提供した場合を要件として成立する。
「正当な理由がない」場合とは、例えば、次のようなものが考えられる。
ア 第6条第1項又は第7条の規定に違反して提供する場合
イ 第10条第3項の規定に違反して他人に知らせる場合
- 3 「個人の秘密」とは、個人に関する一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性及び秘匿の必要性の2つの要素を具備しているものをいう。
- 4 「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、電子計算機処理により電磁的記録化されているもので、電子計算機を用いることにより特定の個人情報を検索することができるように、一定の基準に基づいて個人情報が集められたものをいう。
マニュアル（手作業）処理されたものは本条の罪の対象ではない。電子計算機処理されたものに対象を限定したのは、電子計算機処理の大量・高速処理、結合・検索の容易性などの特性から、いったん悪用された場合に被害が甚大となることに着目して、一般的な守秘義務違反より厳しく処罰することとしたものである。

5 「その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む」こととするのは、電子計算機処理に係る行政文書を職員等が勝手に複製又は加工したものは、実施機関が組織的に保有しているものではないことから、行政文書に該当しないこととなるが、それらについても正当な理由がないのに提供されたときは、本条の保護法益を害することとなるので、この旨規定したものである。

「複製」とは、例えば、データベースを光ディスクに複写することなどであり、「加工」とは、データベースの内容に変更を加え、データベースを並べ替えることや選択的に抽出することなどが考えられる。

なお、加工したものも、特定の個人情報を用いて検索することができるよう体系的に構成されたものとしての実質を備えている必要がある。

6 「提供」とは、当該行政文書を第三者が利用できる状態に置く行為をいう。例えば、ネットワークを通じた提供や光ディスク等の記録媒体による提供のほか、パスワード等を第三者に渡して当該行政文書を管理するシステムを直接操作させることも含まれる。また、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど事実上第三者が利用できる状態にあれば、不作為によることもあり得る。

第 62 条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た個人情報で行政文書に記録されているものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員等が、個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合の罰則を定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 本条は、個人情報の提供行為のうち、特に当罰性の高い行為である自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で行われるものを要件としており、提供の対象となる個人情報は、個人の秘密に属するものか否か、電子計算機処理されたものか否かを問わず、広く対象としている。
- 2 「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的」とは、個人情報を利用して自分自身が経済的利益を得ることや第三者に利益を得させることであり、個人情報を第三者に売却したり、第三者が利益を得ることを目的とすることを知りながら、当該第三者の依頼に応じて提供する場合などが該当する。
- 3 「提供」とは、行政文書に記録された個人情報を第三者が利用できる状態に置くことである。
- 4 「盗用」とは、自己又は第三者の利益を図るために不正に利用することをいう。提供と異なり、個人情報の内容が、記録媒体の移転等により伝達されることを要件としていない。

第 63 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で、個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合の罰則を定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 本条は、職権濫用を要件としていることから、実施機関の職員のみを対象としている。「職権」とは、実施機関の職員が職務上有する一般的職務権限をいう。
- 2 「職権を濫用して収集」とは、一般的職務権限に属する事項について、職権を行使するにつき、又は職権に仮託して、実質的、具体的に違法、不当な収集をすることをいう。「収集」とは、文書、図画又は電磁的記録を集める意思をもって進んで集めとる行為をいう。文書等を自己の所持に移すことが必要であり、単に読み又は見ることを含まない。
- 3 「専らその職務の用以外の用に供する目的」とは、収集目的のほとんど全てが当該実施機関の職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的であることをいい、個人的な利益、興味、関心を満たす目的などが考えられる。
- 4 「文書、図画又は電磁的記録」は、行政文書であるか否かを問わない。

第 64 条 第 44 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、審査会の委員並びに審議会の委員及び専門委員が職務上知ることができた秘密を漏らした場合の罰則を定めるものである。

【解釈・運用】

条例第 44 条第 4 項では、「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」として、審査会委員の守秘義務を定めており、本条は、この守秘義務を担保するため、違反した場合の罰則を規定したものである。

第 65 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

【趣旨】

本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により個人情報の開示を受けた者に対して、過料を科すことを定めるものである。

【解釈・運用】

「偽りその他不正の手段」とは、個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、例えば他人の身分証明書等の使用により、他人になりすまして、他人の個人情報の開示を受けることなどが考えられる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の花巻市個人情報保護条例（平成 17 年花巻市条例第 21 号）、大迫町個人情報保護条例（平成 15 年大迫町条例第 28 号）、石鳥谷町個人情報保護条例（平成 15 年石鳥谷町条例第 18 号）又は東和町個人情報保護条例（平成 13 年東和町条例第 1 号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、期間の定めのあるものは通算する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成 19 年 3 月 22 日条例第 3 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 12 日条例第 22 号）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 19 日条例第 51 条抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 10 日条例第 1 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 18 日条例第 5 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 16 日条例第 28 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 11 日条例第 2 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 9 日条例第 18 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 14 日条例第 35 号）

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、目次の改正規定、第 2 条の改正規定（同条第 5 号に係る部分に限る。）、第 6 条の 2 を加える改正規定（「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」に係る部分に限る。）、第 20 条第 1 項及び第 33 条の改正規定、第 33 条の 2 を加える改正規定、第 34 条の 2 を加える改正規定（「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」に係る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 4 日条例第 12 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までにした行為については、第3条の規定による改正後の花巻市個人情報保護条例第64条の規定による罰則は適用しない。

【趣旨】

本条例の施行期日及び条例の施行期日に現に行われている個人情報取扱事務に関する経過措置を定めたものである。